第 59 回栃木県新型コロナウイルス
感染症対策本部会議

日時　令和３(2021)年８月５日（木）19：15～

場所　県庁舎本館８階　危機管理センター本部室

次　　第

１　開　会

２　議　題

（１）　新型コロナウイルス感染症患者の発生状況について

（２）　今後の対応について

（３）　その他

３　閉　会

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部名簿

本部長	栃木県知事	福田　富一
副本部長	副知事	北村　一郎
	副知事	末永　洋之
本部員	教育長	荒川　政利
	警察本部長	野井　祐一
	総合政策部長	阿久澤　真理
	経営管理部長	國井　隆弘
	県民生活部長	千金楽　宏
	環境森林部長	鈴木　英樹
	保健福祉部長	仲山　信之
	産業労働観光部長	辻　真夫
	農政部長	青柳　俊明
	県土整備部長	田城　均
	国体・障害者スポーツ大会局長	橋本　陽夫
	会計局長	熊倉　精介
	企業局長	琴寄　行雄
	県議会事務局長	大橋　哲也
	人事委員会事務局長	清水　正則
	監査委員事務局長	北條　俊明
	労働委員会事務局長	渡邉　慶
	危機管理監	神山　正幸
	保健福祉部参事（感染症対策）	塚田　三夫

本部会議座席表（危機管理センター本部室）

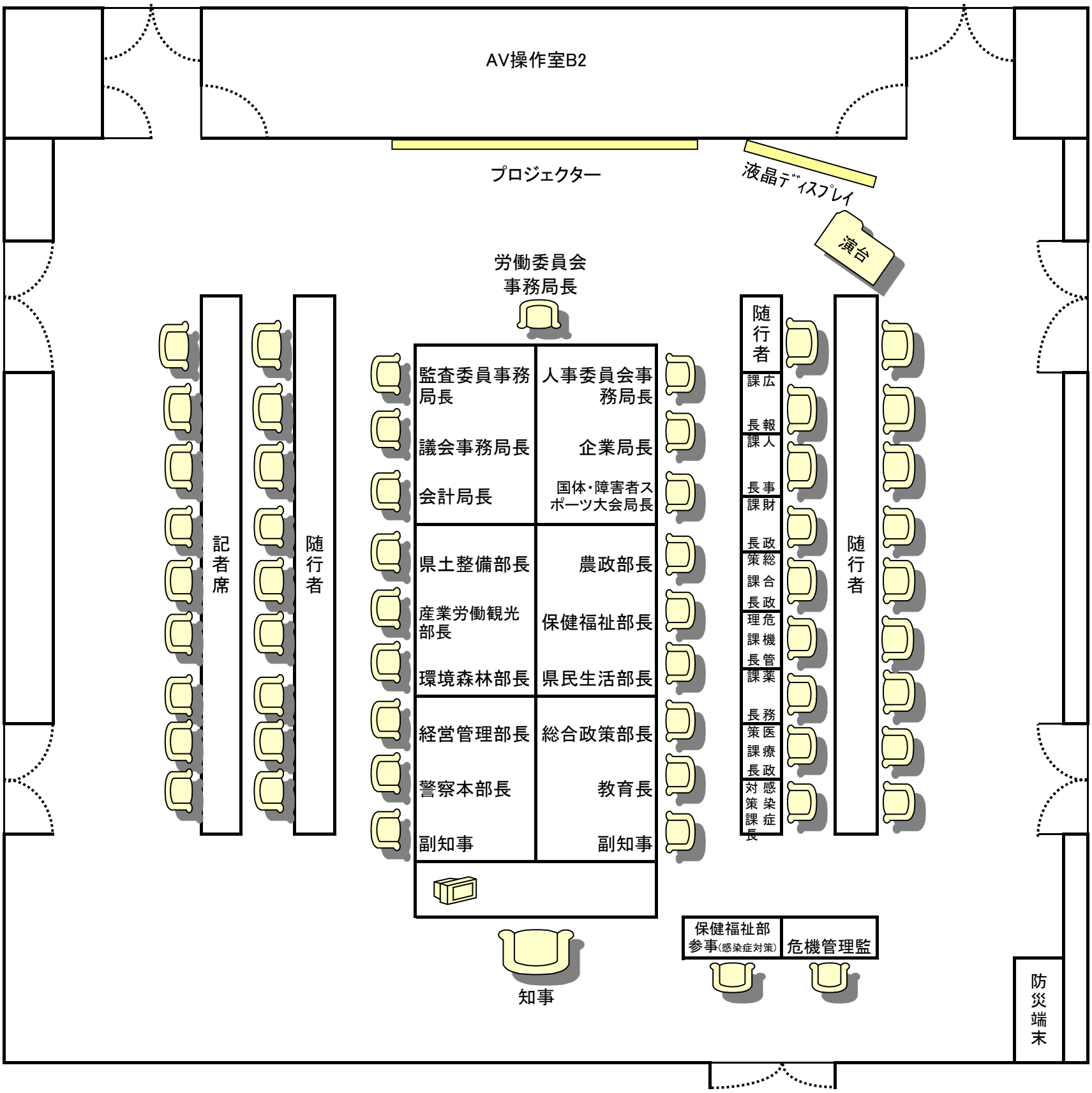

栃木県内 新型コロナウイルス感染症に係る発生状況

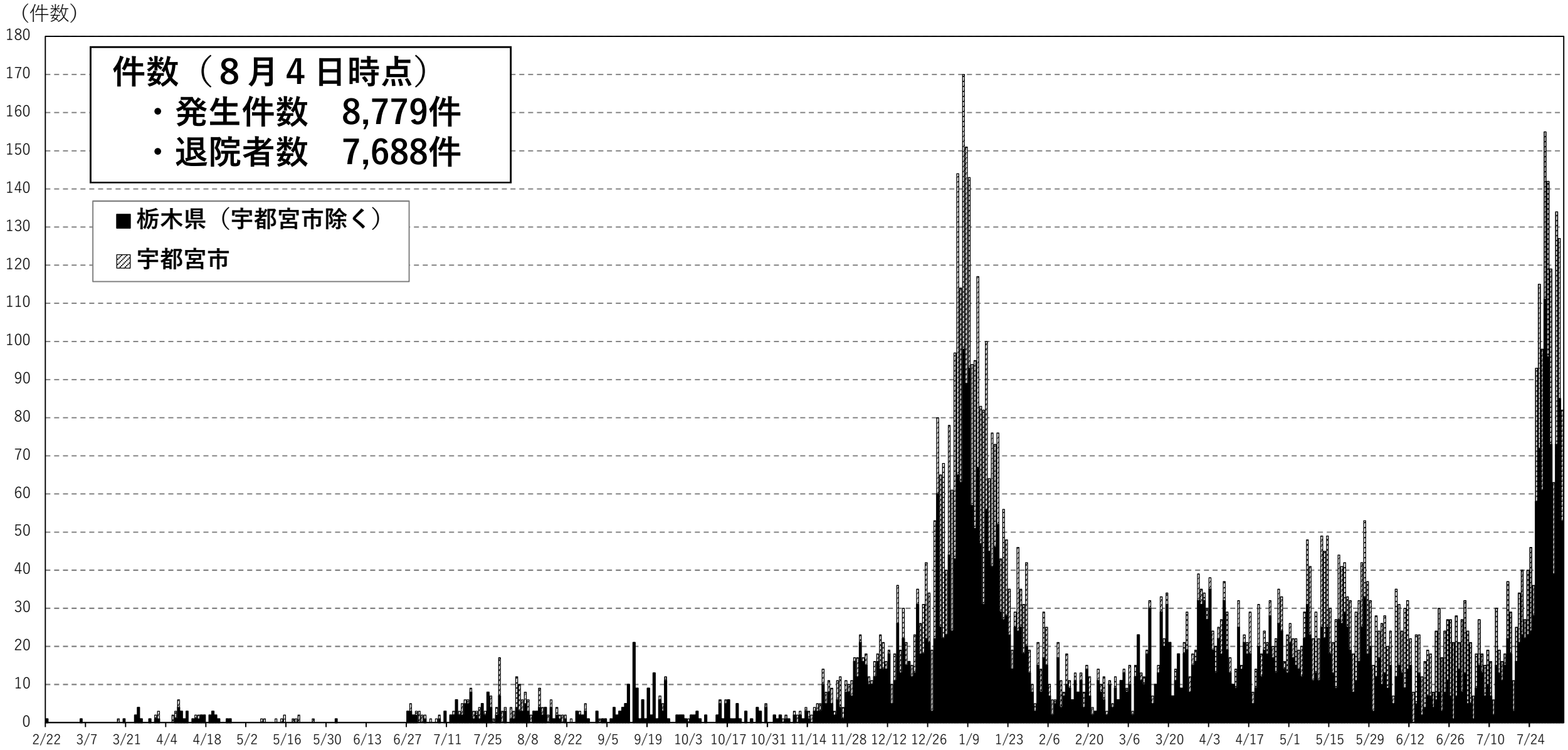

※グラフは判明日別の件数

栃木県内 新型コロナウイルス感染症に係る検査件数

陽性者数　計 8,779件（８月４日時点）

	検査件数	陽性者数	陽性率
栃木県	26,090	2,055	7.9%
県委託	240,335	3,404	1.4%
宇都宮市	18,577	1,089	5.9%
市委託	71,135	2,231	3.1%
合計	**356,137**	**8,779**	**2.5%**

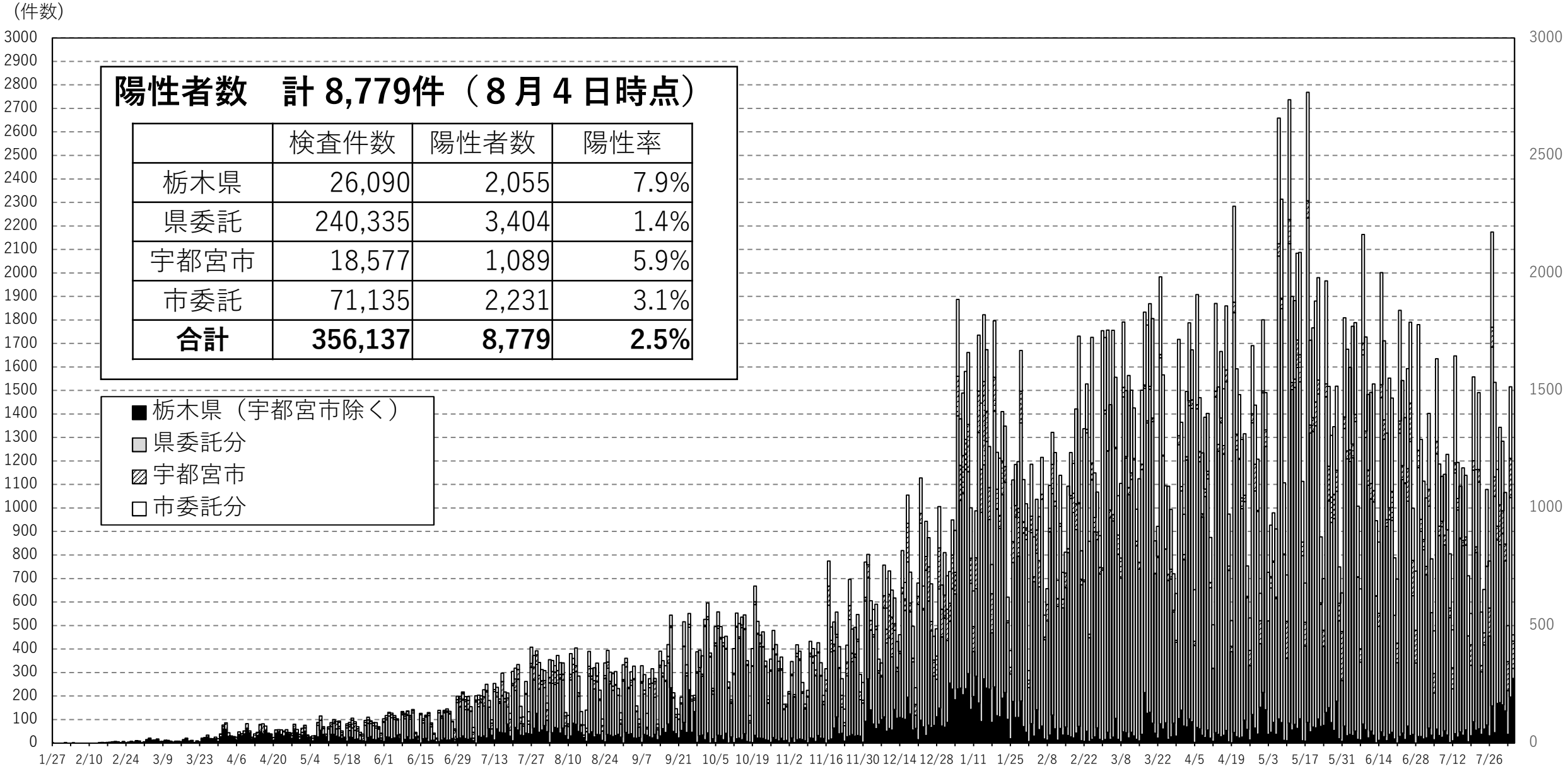

早期探知のための指標

○　基本的にはステージⅢではまん延防止重点措置等を含む様々な“強い対策”を早期に講じることが重要である。

○　そのために、「警戒度レベルの判断に使用する指標及び目安」に加え、以下「安定した状態からの立ち上がりを示す指標」も基に総合的に判断する必要がある。

＜安定した状態からの立ち上がりを示す指標＞

発症日別陽性者数

8月1日 現在値	59人	（※発症日から判明日まで平均３日程度のため、３日前を現在値とする）
過去最大値（直近日）	146人	（1月6日）

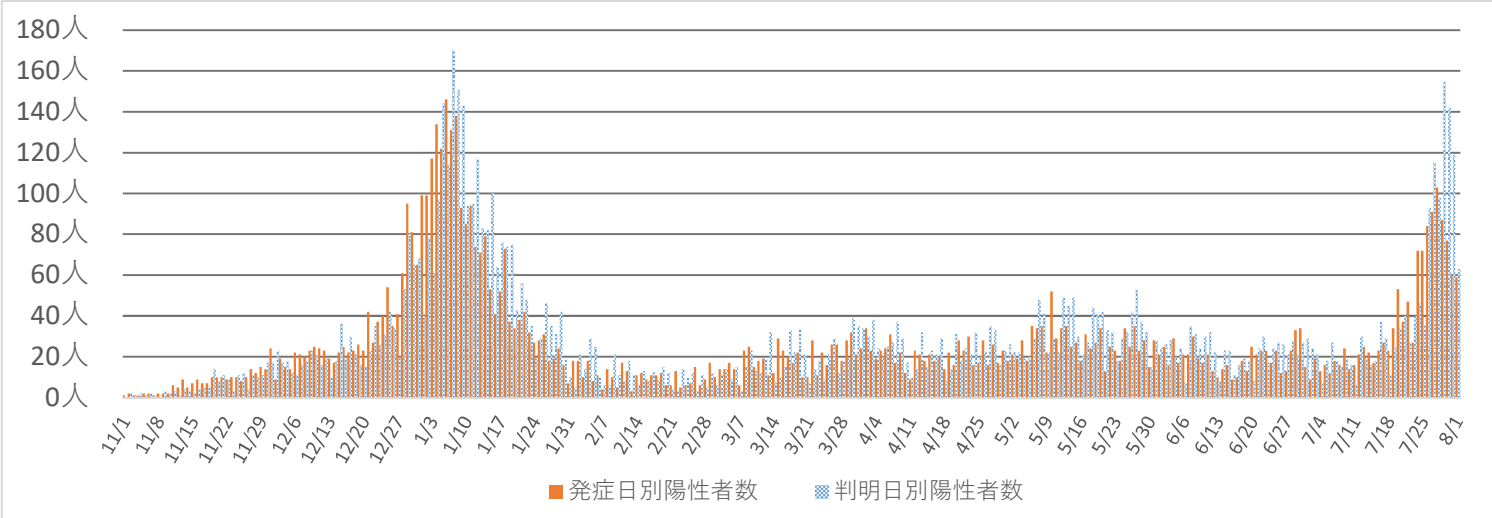

直近2週間の推移

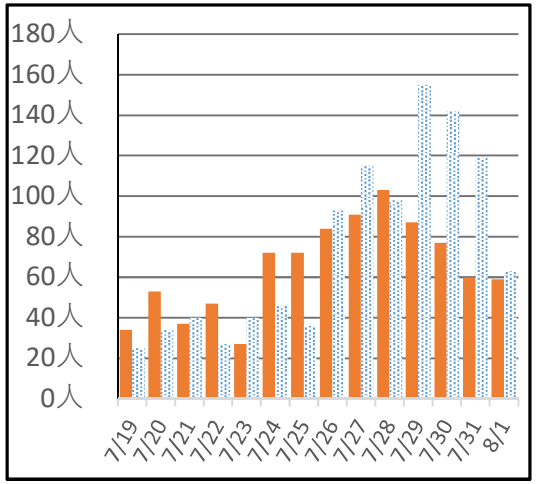

20代～30代の新規陽性者数及び割合

8月4日 現在値	23人		38.0%
過去最大値（直近日）	68人	(1月7日)	54.5% (11月3日)

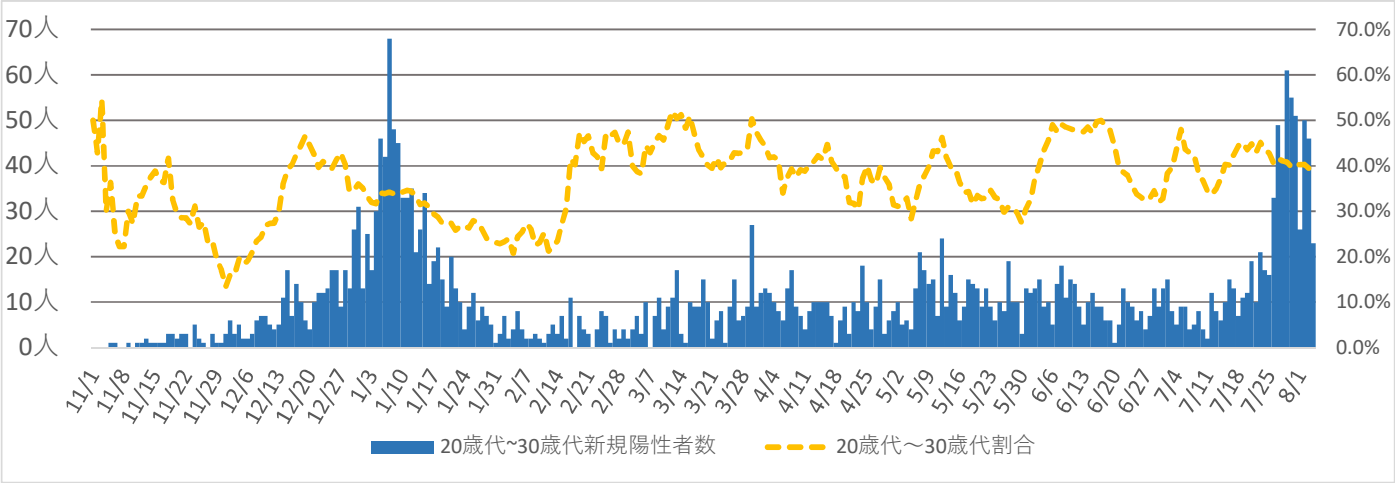

直近2週間の推移

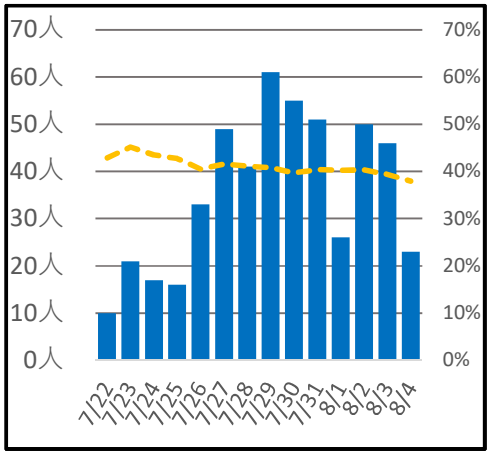

※判明日ベース　※割合は一週間合計における割合としている。

新規陽性者の年代別割合（一週間合計の推移）

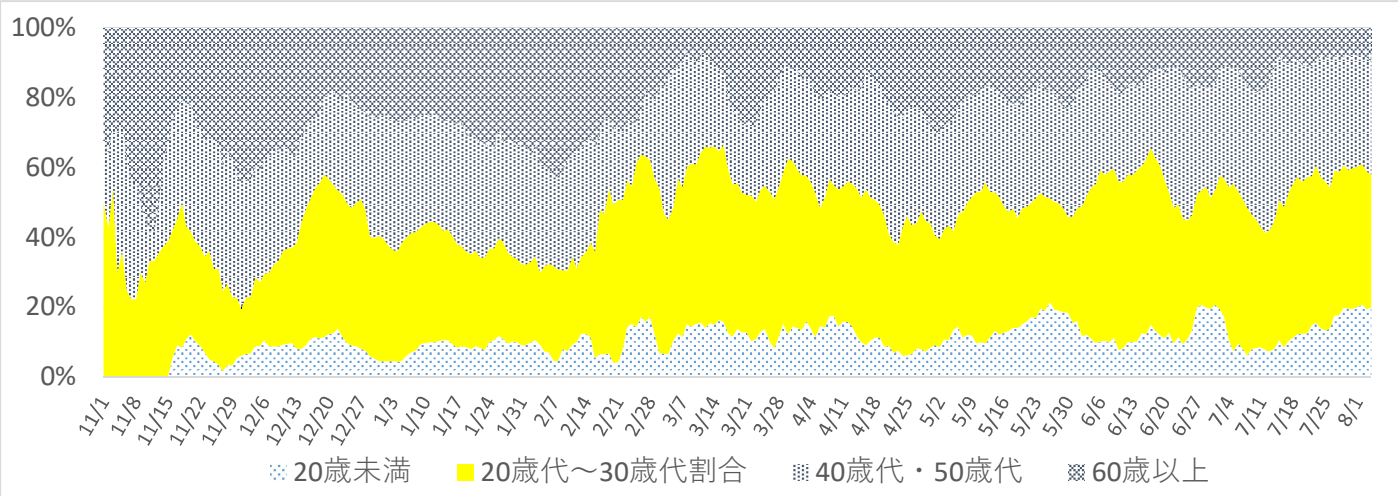

※判明日ベース

検査陽性率（直近1週間）

7月29日～	8月4日	11.2%
過去最大値（直近日）		11.2%

（7月29日～ 8月4日）

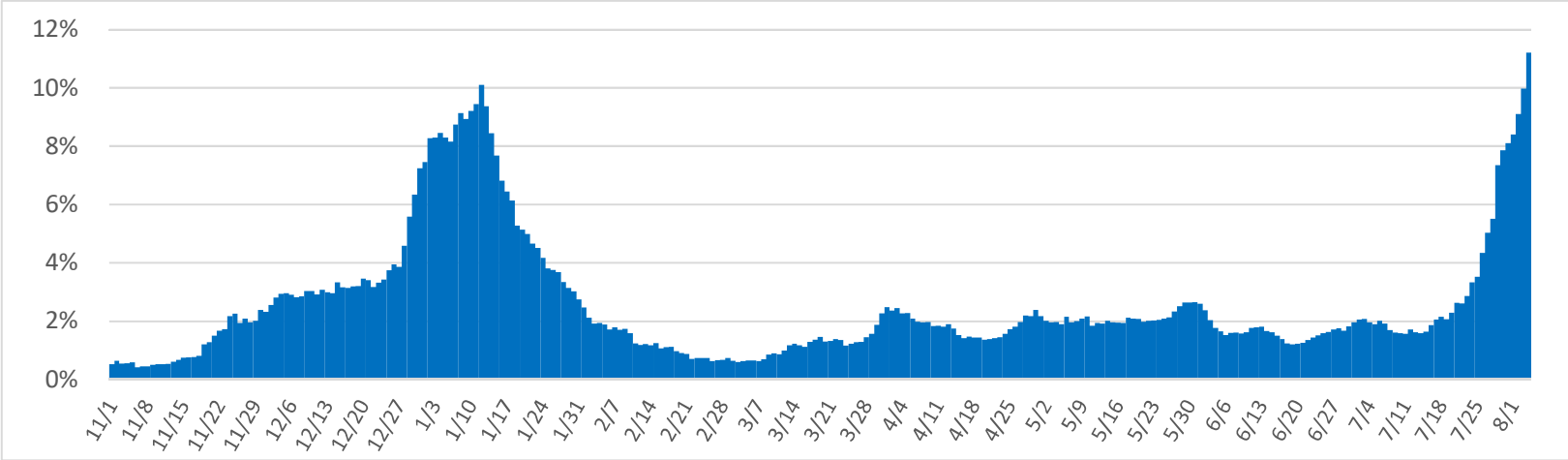

直近2週間の推移

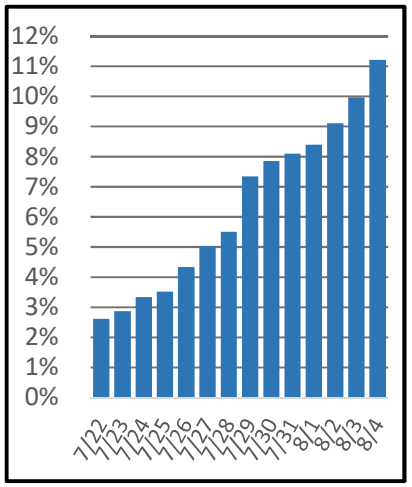

※陽性率は民間の検査結果により後日変動する。

新規感染者数の直近１週間と先週１週間の比較

7月29日～	8月4日	1.8
過去最大値（直近日）		3.4

（7月25日 ～7月31日）

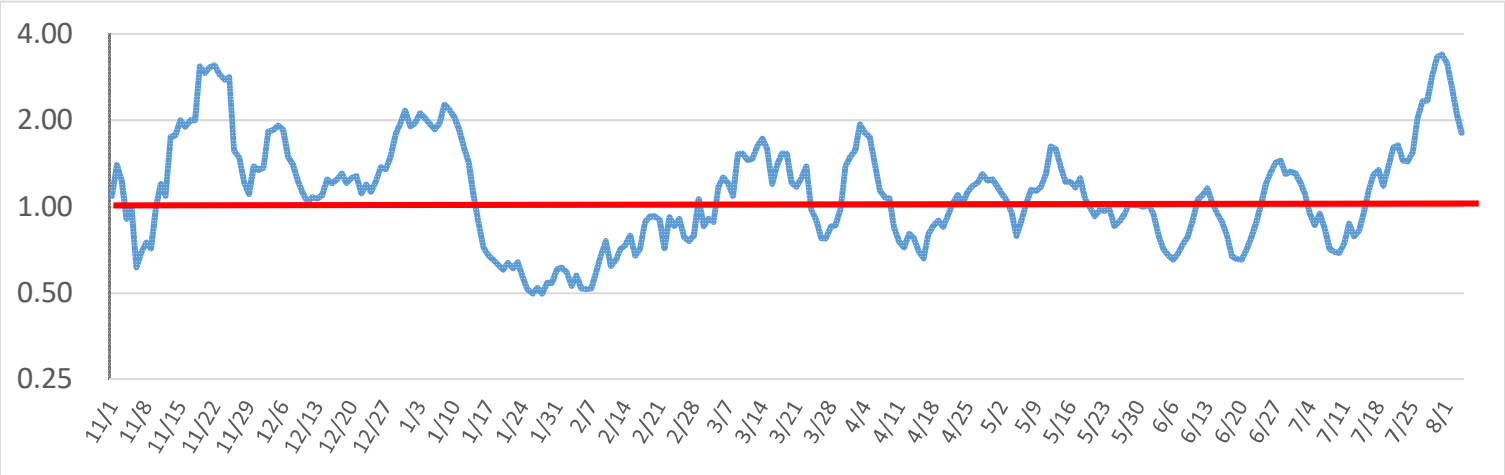

直近2週間の推移

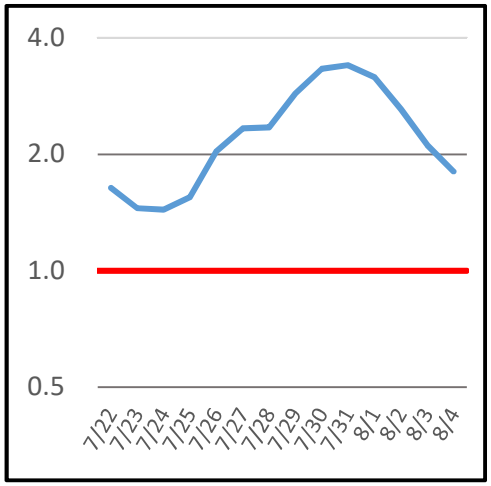

宇都宮市・小山市の夜間の人流
（21時の人流（前週との比較））

8月1日

宇都宮市	62.9%	小山市	245.2%

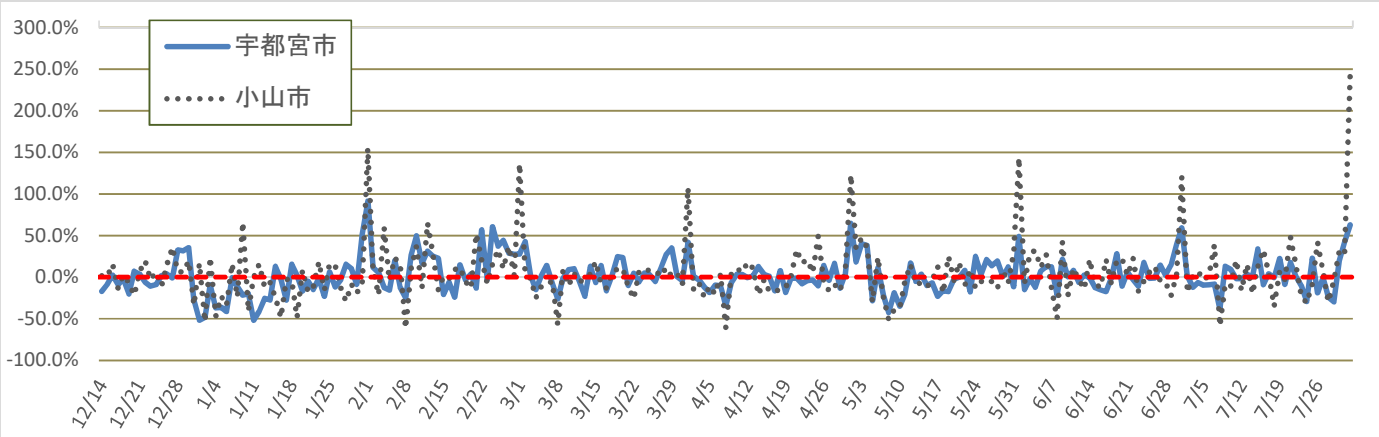

直近2週間の推移

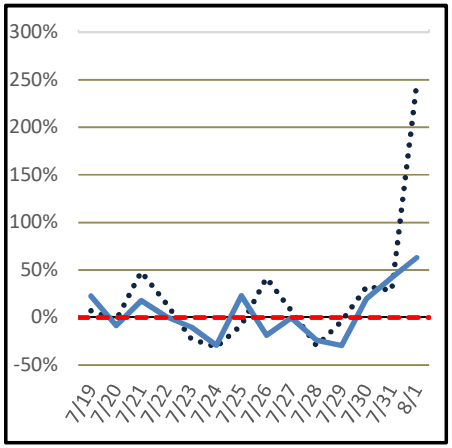

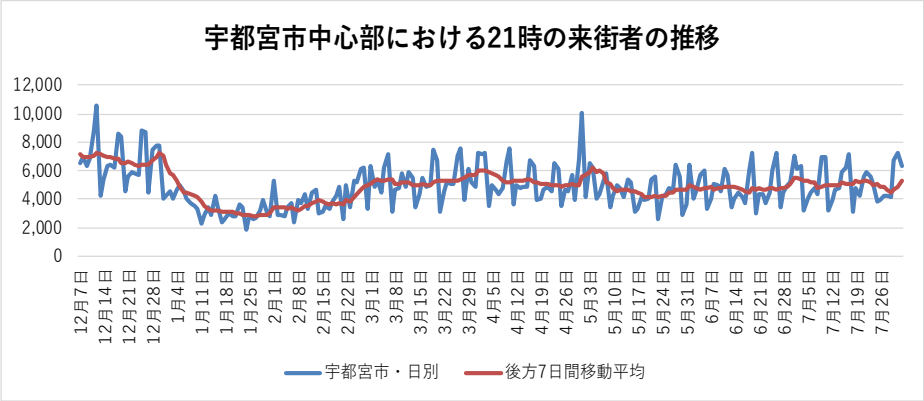

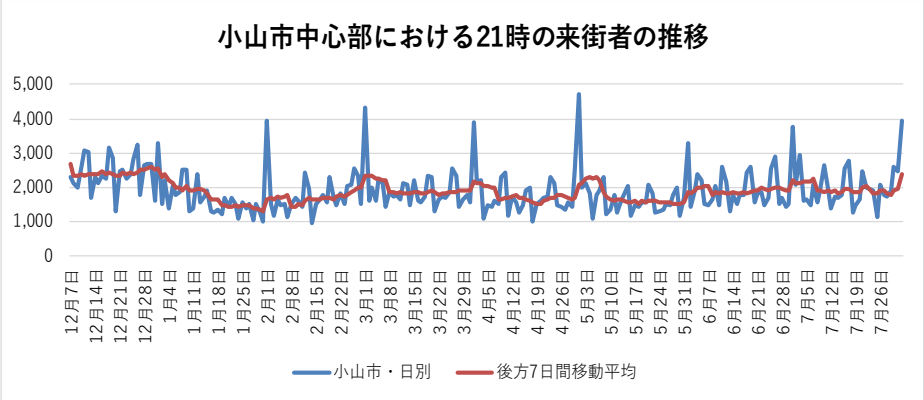

宇都宮市（21時）

−12.9%
前日との比較

62.9%
前週との比較

83.2%
感染拡大以前との比較

小山市（21時）

60.7%
前日との比較

245.2%
前週との比較

232.1%
感染拡大以前との比較

KDDI株式会社が提供する「KDDI Location Analyzer」（以下「KLA」という。）にて、特定のエリア(88箇所)を対象に取得する滞在者情報を元に栃木県が作成しています。当該情報は、KLAにおける位置情報の利用に許諾したユーザー数をもとに、全人口に対するユーザーの割合等を踏まえ、KLAにて拡大推計した人数を利用しています。

（注意事項）
・当該情報は、対象日において該当エリアに30分以上滞在した推計来訪者数を集計しています
・来街者とは、直近1箇月の夜間(22時から翌朝5時まで)と直近1箇月の昼間(8時から19時まで）の最頻所在地が該当エリアに含まれない場合の推計来訪者と定義しています
・当該情報は、原則3日前の情報を最新の情報として掲載しています
・前日との比較では、休日と平日のデータ比較となる場合は、非常に大きな数値となっている場合があります
・前週との比較とは、前週の同曜日と比較しています。
・感染拡大以前との比較とは、令和2(2020)年1月18日から同年2月14日の同曜日の平均と比較しています

警戒度レベルの判断に使用する指標及び目安

医療提供体制等の負荷

病床使用率

8月4日 現在値	48.2%	
過去最大値（直近日）	60.5%	（1月15日）

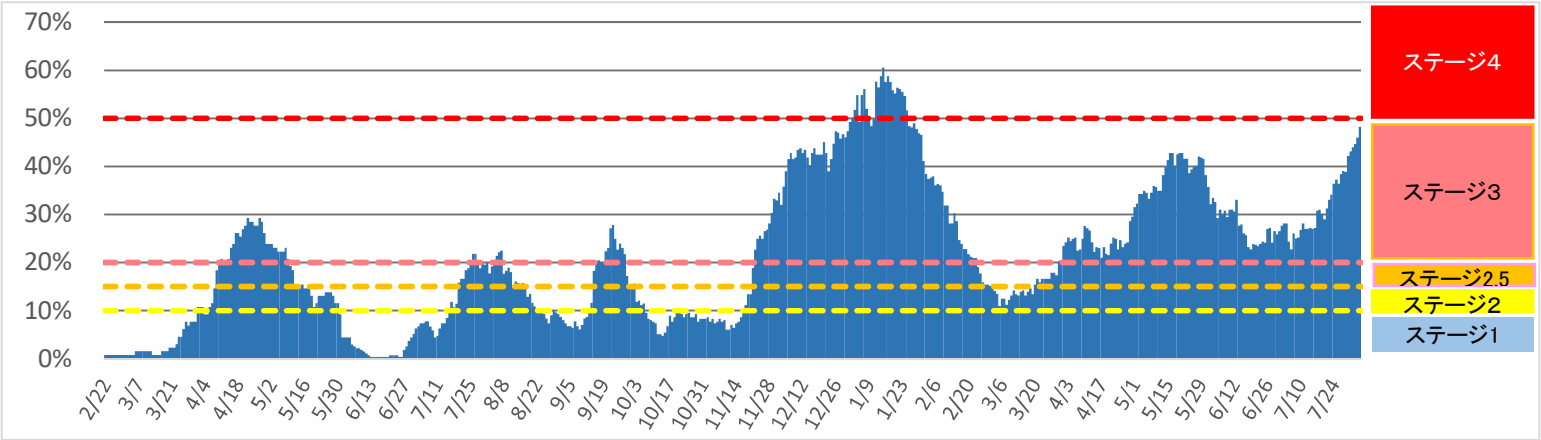

直近2週間の推移

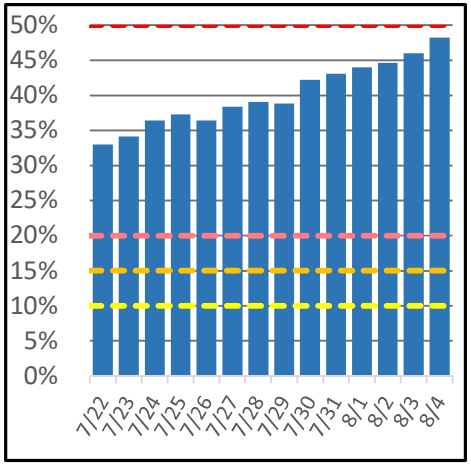

※受入病床数：130床(～5/31)、271床(6/1～)、311床(8/8～)、313床(9/16～)、317床(12/26～)、333床(1/8～)、337床(1/14～)、377床(2/1～)、409床(3/5～)、448床(6/1～)

※6/21から利用病床数には、空港検疫・県外で確認された陽性者による病床利用を算入しています。

入院率

8月4日 現在値	19.8%	
過去最小値（直近日）	15.2%	（1月10日）

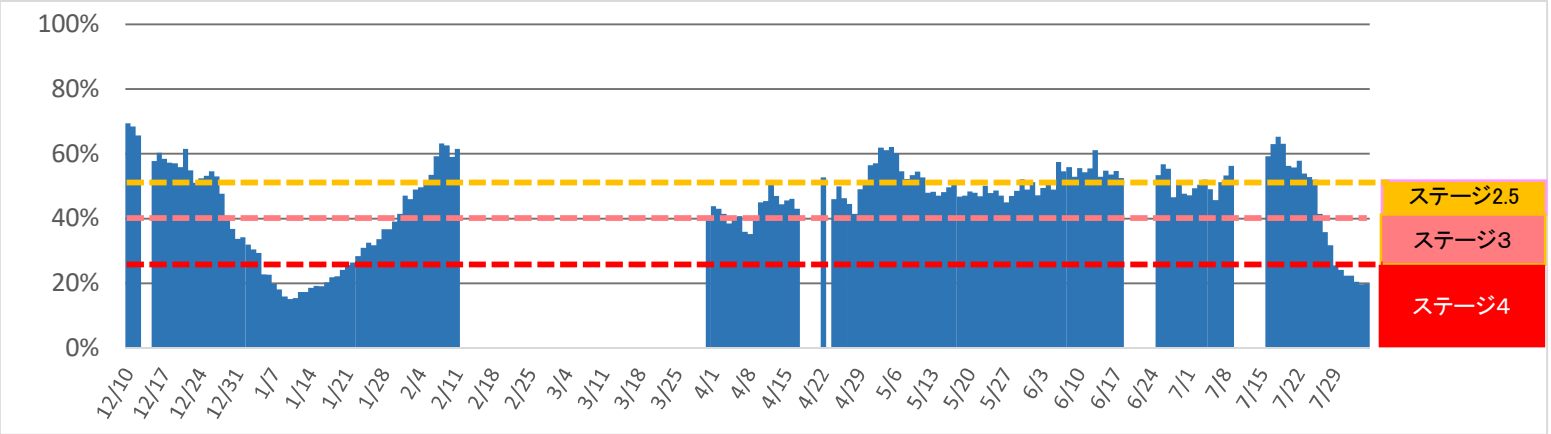

直近2週間の推移

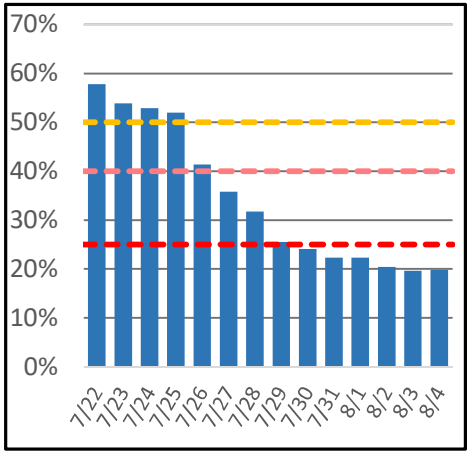

※療養者数に対する入院者数の割合

（療養者数が人口10万人あたり10人以上の場合に適用のため、初めて超えた2020年12月10日以降を表示）

重症病床使用率

8月4日 現在値	32.6%	
過去最大値（直近日）	45.7%	（1月26日）

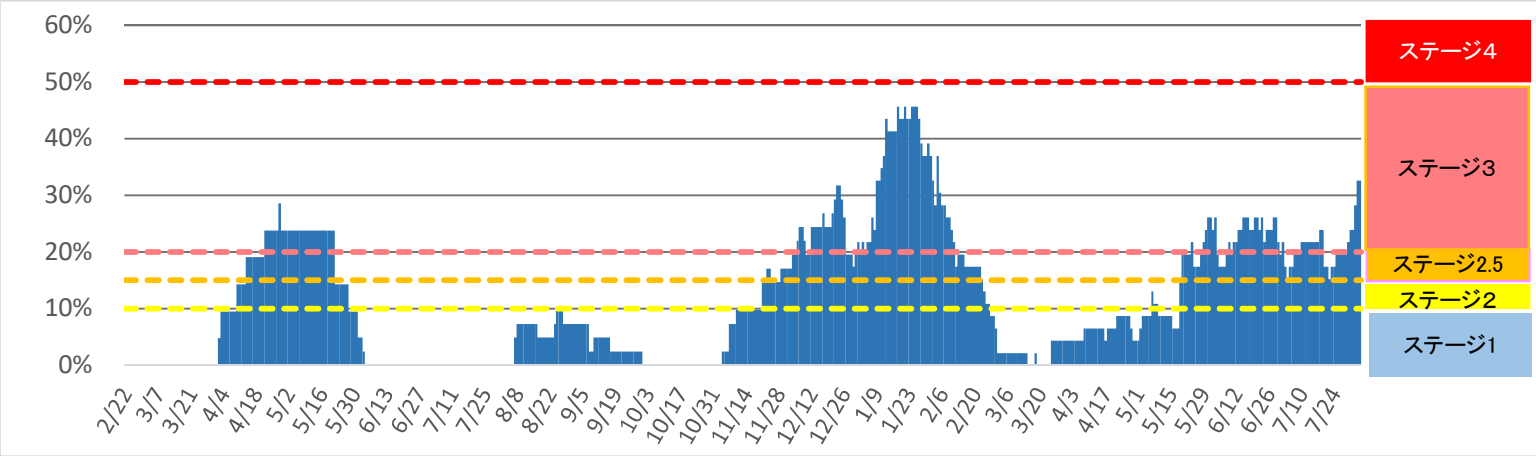

直近2週間の推移

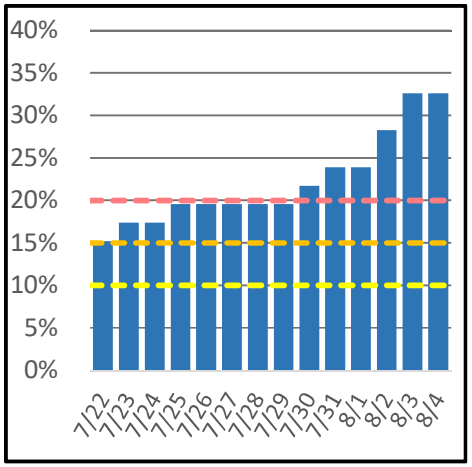

※重症病床数：受入病床130床のうち21床(～5/31)、受入病床271床のうち41床(6/1～)、受入病床311床のうち41床(8/8～)、受入病床313床のうち41床(9/16～)、受入病床317床のうち46床(12/26～)、受入病床333床のうち46床(1/8～)、受入病床337床のうち46床(1/14～)、受入病床377床のうち46床(2/1～)、)、受入病床409床のうち46床(3/5～)、受入病床448床のうち46床(6/1～)

※6/21から利用病床数には、空港検疫・県外で確認された陽性者による病床利用を算入しています。

人口10万人あたりの全療養者数

8月4日 現在値	56.4人	
過去最大値（直近日）	57.2人	（1月12日）

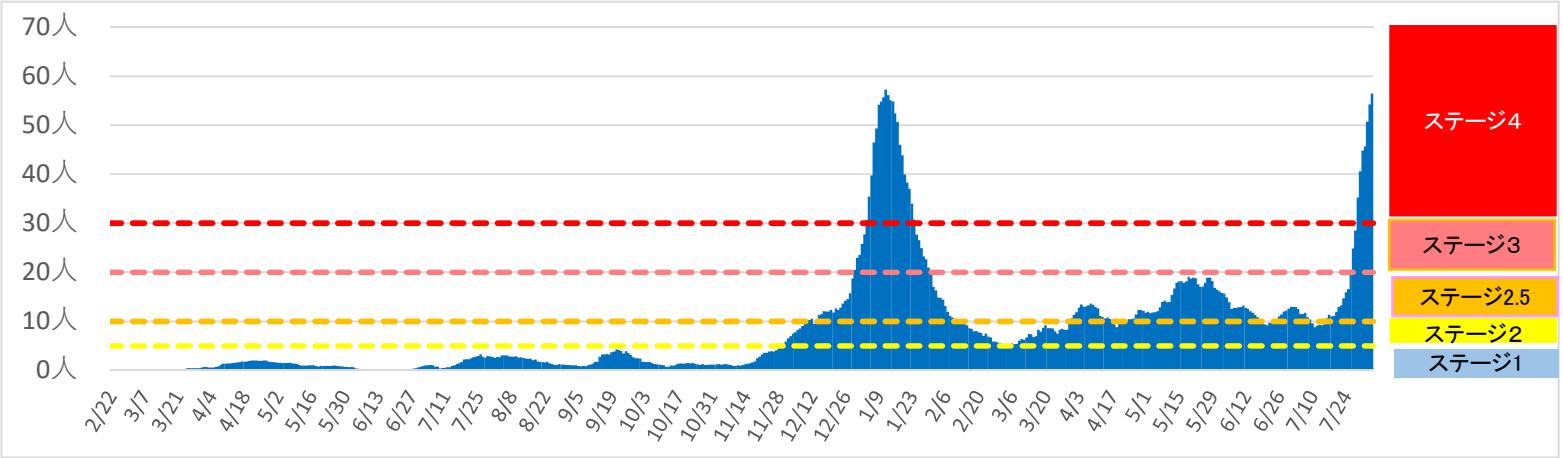

直近2週間の推移

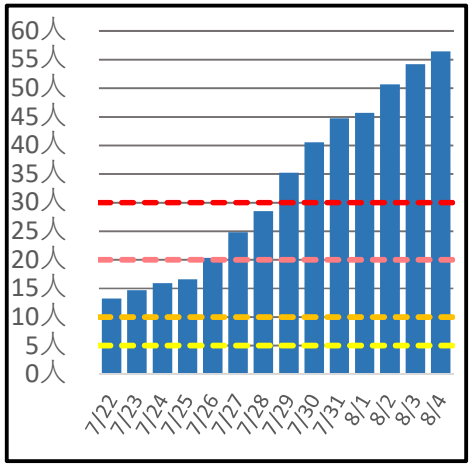

監　視　体　制

検査陽性率（直近1週間）

7月29日～　8月4日	11.2%	
過去最大値（直近日）	11.2%	（7月29日～ 8月4日）

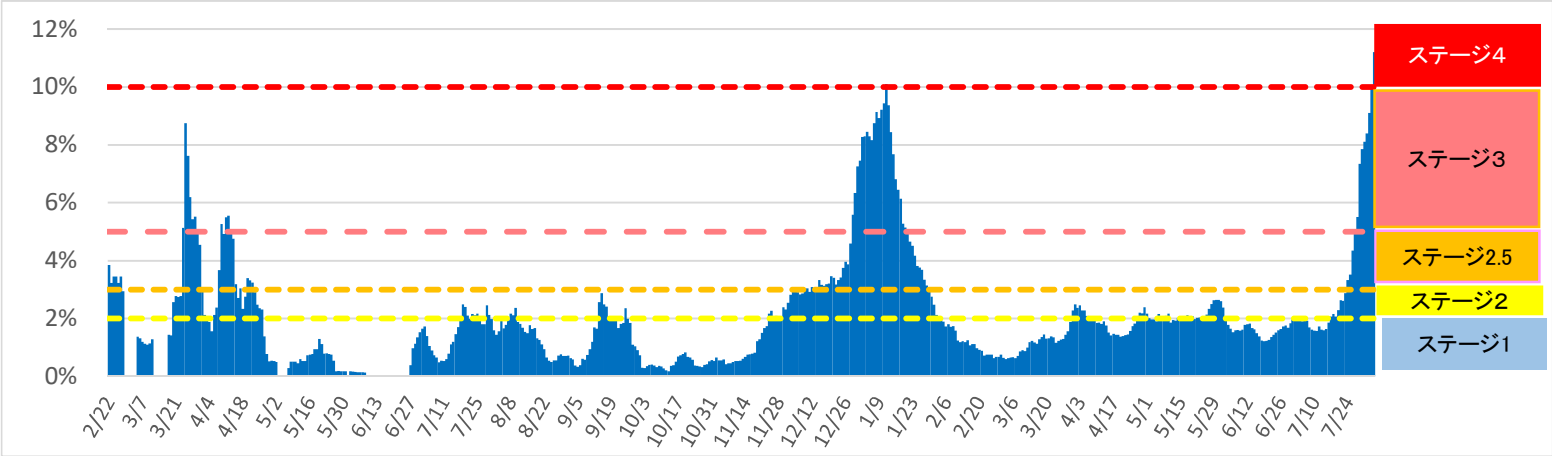

直近2週間の推移

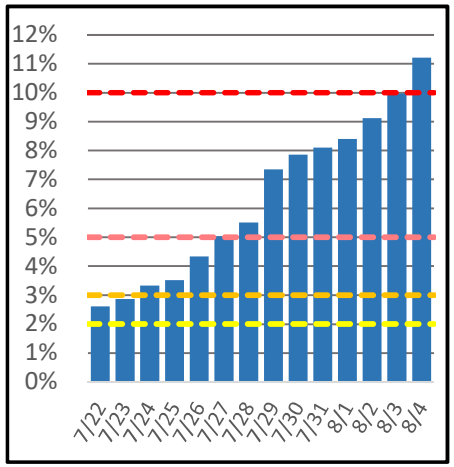

※陽性率は民間の検査結果により後日変動する。

感　染　の　状　況

人口10万人あたりの
新規感染者数（直近1週間）

7月29日～　8月4日	42.5人	
過去最大値（直近日）	47.2人	（1月4日～ 1月10日）

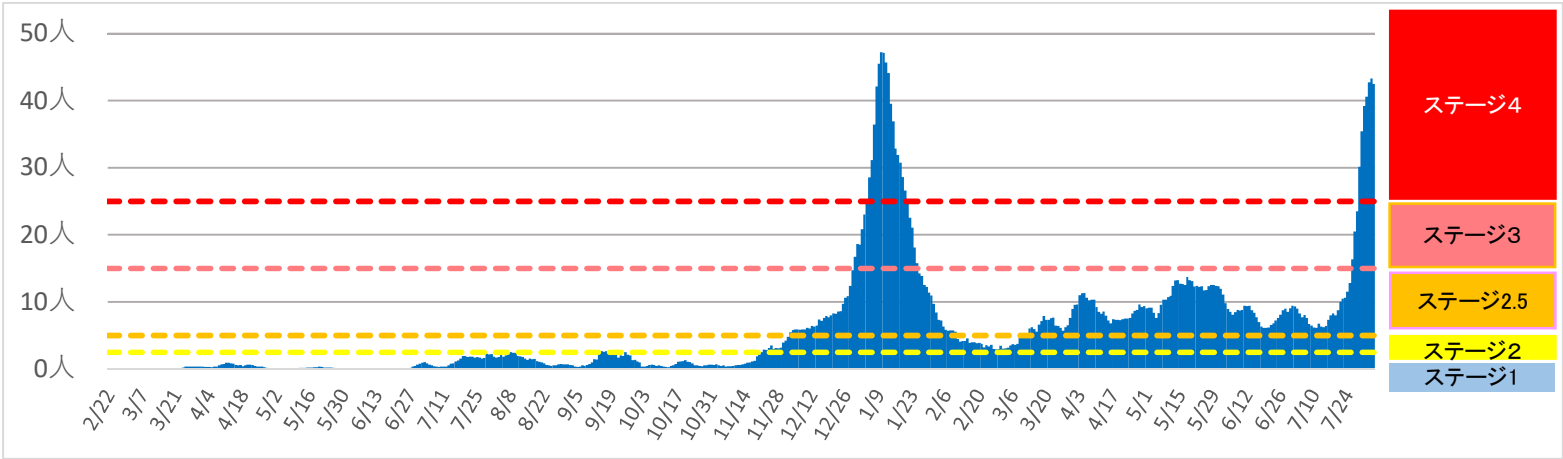

直近2週間の推移

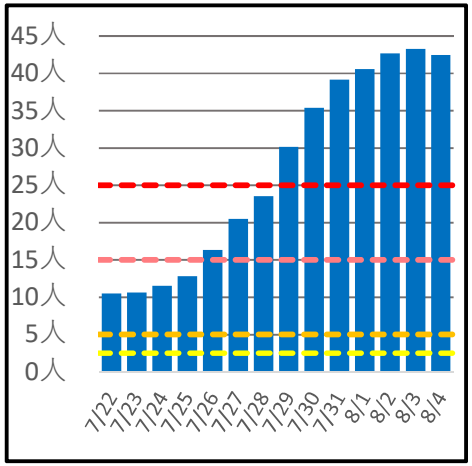

感染経路不明割合（直近1週間）

7月29日～	8月4日	53.9%	※R2.6.27以降
過去最大値（直近日） ※		85.7%	（8月31日～ 9月6日）

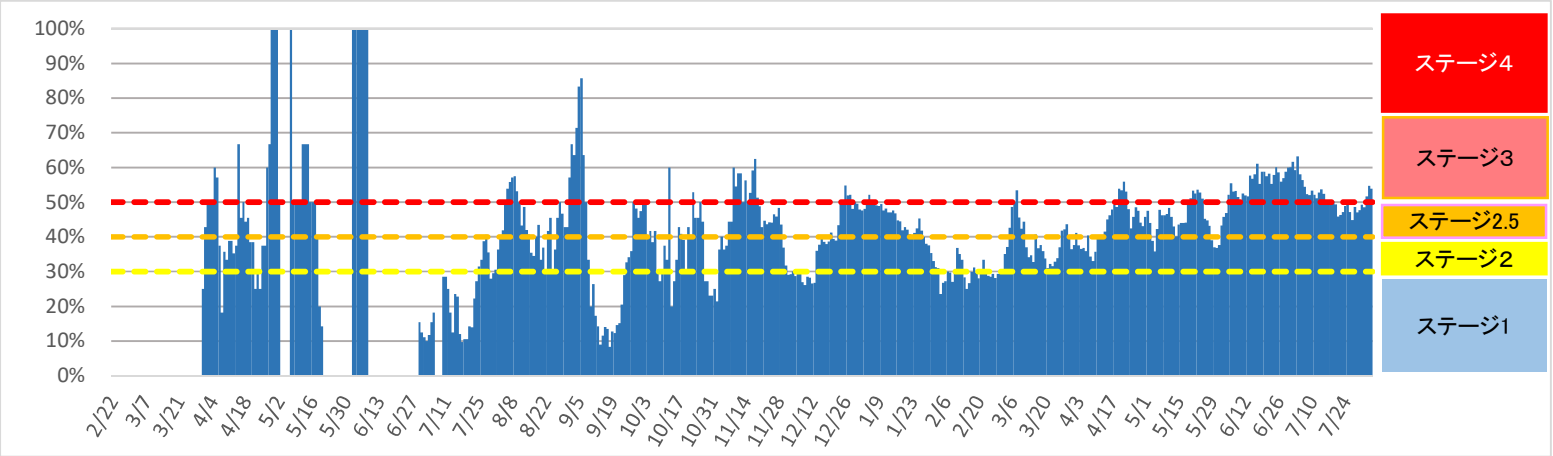

直近2週間の推移

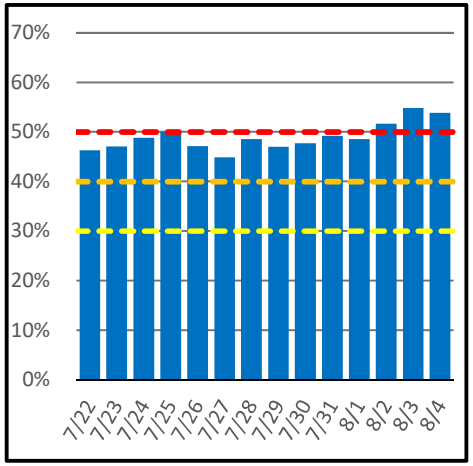

市町別人口10万人あたり１週間新規感染者数

	7月8日～7月14日		7月15日～7月21日		7月22日～7月28日		7月29日～8月4日	
	実数	対人口10万人	実数	対人口10万人	実数	対人口10万人	実数	対人口10万人
宇都宮市	50	9.6	61	11.8	123	23.7	234	45.1
足利市	4	2.8	6	4.2	54	37.7	80	55.8
栃木市	6	3.9	22	14.3	30	19.5	59	38.3
佐野市	5	4.3	7	6.1	49	42.6	55	47.8
鹿沼市	1	1.1	17	17.9	14	14.8	23	24.3
日光市	10	12.9	8	10.3	16	20.7	18	23.2
小山市	5	3.0	27	16.1	52	31.0	89	53.1
真岡市	3	3.8	6	7.6	27	34.3	76	96.6
大田原市	3	4.1	8	10.9	6	8.2	19	26.0
矢板市	0	0.0	0	0.0	2	6.4	9	28.8
那須塩原市	4	3.5	3	2.6	19	16.4	26	22.5
さくら市	13	29.0	5	11.2	8	17.9	13	29.0
那須烏山市	0	0.0	1	4.1	13	52.7	15	60.8
下野市	1	1.7	3	5.0	6	10.1	22	37.0
上三川町	0	0.0	1	3.2	5	16.2	8	25.9
益子町	1	4.6	0	0.0	4	18.3	8	36.7
茂木町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
市貝町	0	0.0	4	35.5	0	0.0	1	8.9
芳賀町	2	13.4	0	0.0	1	6.7	6	40.3
壬生町	1	2.5	2	5.1	3	7.6	7	17.8
野木町	4	16.0	2	8.0	5	20.0	10	40.0
塩谷町	2	19.5	0	0.0	0	0.0	2	19.5
高根沢町	2	6.8	2	6.8	2	6.8	2	6.8
那須町	3	12.8	2	8.5	2	8.5	4	17.0
那珂川町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
県内市町村合計	120	6.2	187	9.7	441	22.8	786	40.6
県外等	1		7		14		36	
県発表分総計	121	6.3	194	10.0	455	23.5	822	42.5

国(県)ステージ４	国(県)ステージ３	県版ステージ２.５	県版ステージ２	県版ステージ1

7月8日　～　7月14日

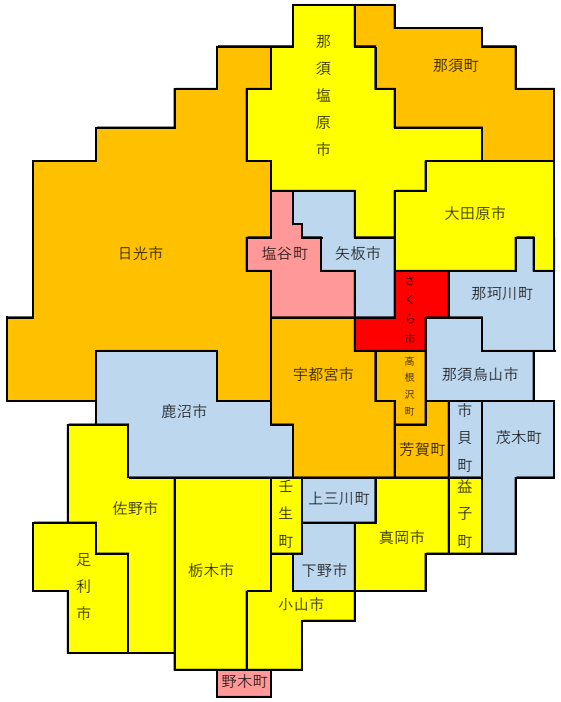

7月15日　～　7月21日

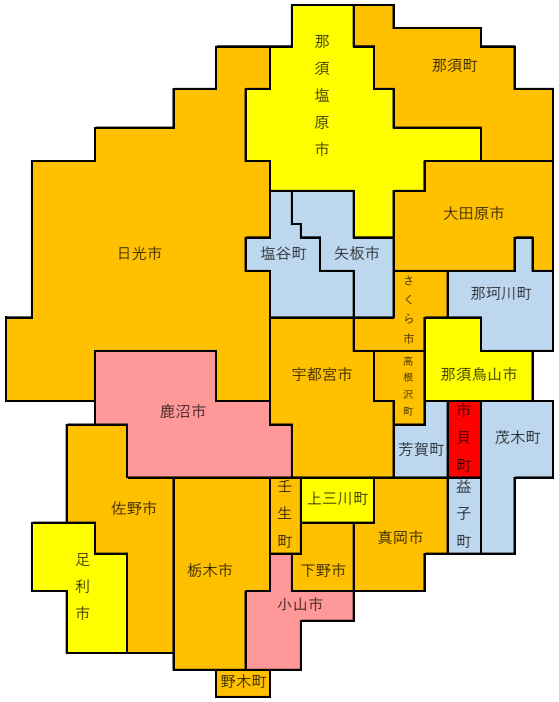

7月22日　～　7月28日

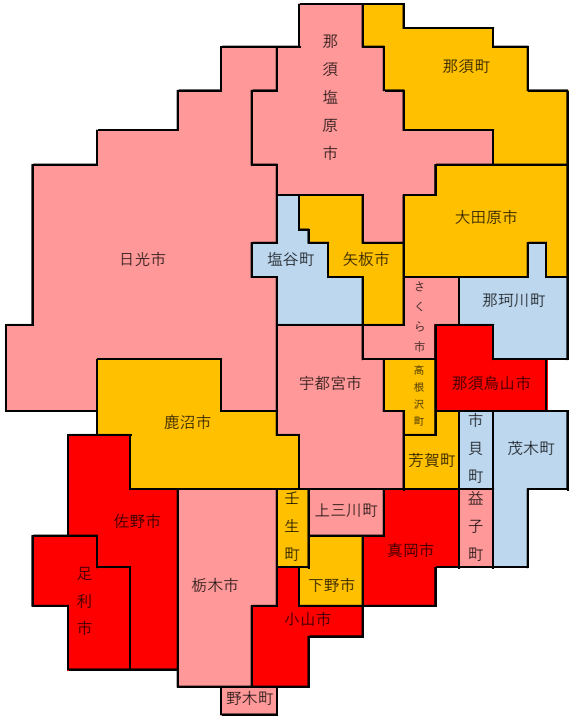

7月29日　～　8月4日

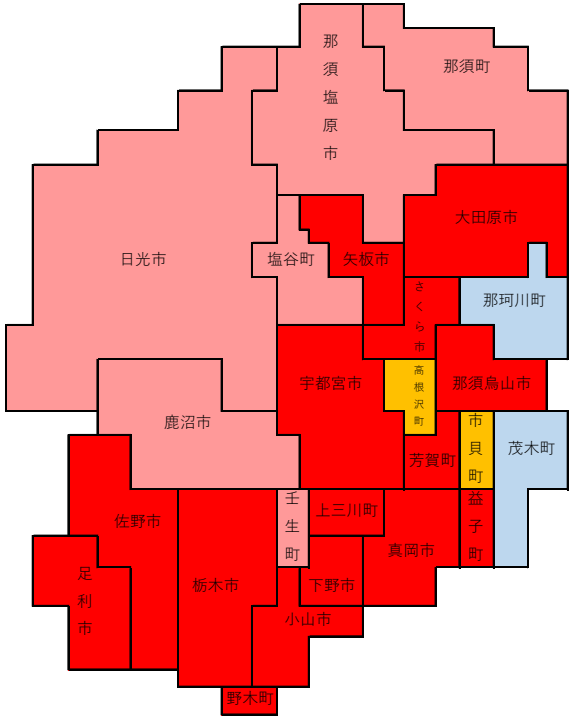

※ステージはあくまで県の警戒度レベルの判断基準となる指標の「人口10万人あたりの新規感染者数」に当てはめた場合であり、当該市町の警戒度レベルを示すものではありません。

変異株の確認状況について

- 6月14日以降、L452R変異（デルタ株）をターゲットに検査を実施。
- 直近３日間の陽性率が８割超となり、置き換わりが急速に進んでいる。

変異株（L452R）スクリーニング検査実施状況

変異株ｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞ結果判明日	変異株ｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞ検査件数①	変異株ｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞ陽性件数②	陽性率②/①
6/14-6/20	87	0	0.0%
6/21-6/27	96	0	0.0%
6/28-7/4	131	3	2.3%
7/5-7/11	93	4	4.3%
7/12-7/18	91	12	13.2%
7/19-7/25	132	55	41.7%
7/26-8/1	341	224	65.7%
8/2-8/4	201	162	80.6%
合計	1,172	460	39.2%

※上記スクリーニング検査とは別に、先にゲノム解析で陽性が判明した４名あり。

栃木県新型コロナ警戒度基準

〇警戒度レベルの判断に使用する指標及び目安並びに警戒度レベルに応じた措置・要請（想定）を設定
　⇒各指標の推移（変化のスピード、増減の傾向）や近隣都県の感染状況等を踏まえ、警戒度レベルを**総合的に判断**し、感染状況の特徴に応じた必要な要請を行うことで、感染拡大を防止
　　※警戒度を上げる場合は速やかに判断。下げる場合は２週間程度の推移を観察。

警戒度レベルの判断に使用する指標及び目安

			警戒度レベル					備考	
			国(県)ステージ4（緊急事態措置）	国(県)ステージ3（まん延防止等重点措置）	県版ステージ2.5「厳重警戒」	県版ステージ2「感染注意」	県版ステージ1「感染観察」	現在値（R3.8.4）	過去最大値
医療提供体制等の負荷	病床のひっ迫具合	病床使用率※1	50%以上	20%以上	15%以上	10%以上	10%未満	48.2%	60.5%（R3.1.15）
		入院率※2	25%以下	40%以下	50%以下	―	―	19.8%	15.2%（R3.1.10）※過去最低値
		重症病床使用率※1	50%以上	20%以上	15%以上	10%以上	10%未満	32.6%	45.7%（R3.1.26）
	人口10万人あたりの全療養者数		30人以上※実数：581人以上	20人以上※387人以上	10人以上※194人以上	5人以上※97人以上	5人未満※97人未満	56.4人	57.2人※1,105人（R3.1.12）
監視体制	検査陽性率※3		10%以上	5%以上	3%以上	2%以上	2%未満	11.2%	11.2%（R3.8.4）
感染の状況	人口10万人あたりの新規感染者数※3		25人以上※実数：484人以上	15人以上※291人以上	5人以上※97人以上	2.5人以上※49人以上	2.5人未満※49人未満	42.5人	47.2人※913人（R3.1.10）
	感染経路不明割合※3		50%以上	50%以上	40%以上	30%以上	30%未満	53.9%	85.7%（R2.9.6）

※1：最大確保病床数に対する割合　※2：療養者数に対する入院者数の割合(療養者数が人口10万人あたり10人以上の場合に適用)　※3：直近1週間の状況

病床使用率について
　コロナ医療には通常以上の人員や医療資源が必要です。このため本県の医療提供体制においては、コロナ病床使用率が20%を超えると急性期医療などコロナ以外の医療に大きな支障が生じかねず、更に50%を超えると医療全体が危機的な状況に陥っていると言えます。

警戒度レベルに応じた措置・要請（想定）

■県民・事業者等に対し、下記内容を踏まえ、感染状況の特徴に応じた必要な措置・要請を行う。

警戒度レベル	状況（イメージ）	措置・要請（想定）
国(県)ステージ4 (緊急事態措置)	**爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階** 大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生し始め、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥いることを避けるための対応が必要な状況。	**【緊急事態措置として講じうる措置】** ・事業者に時短要請～休業要請(命令、過料(30万円)) ・県民に外出自粛要請 ・イベント開催制限～停止 など ※国による緊急事態措置区域の指定前でも同程度の要請を行うことを検討
国(県)ステージ3 (まん延防止等重点措置)	**感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階** ステージⅡと比べてクラスターが広範に多発する等、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況。	**【まん延防止等重点措置として講じうる措置】** ・事業者に時短要請(命令、過料(20万円)) ・県民に知事の定める区域・業態にみだりに出入りしないことを要請 ・イベント開催制限 など ※国による重点措置区域の指定前でも同程度の要請を行うことを検討
県版 ステージ2.5 「厳重警戒」	**感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階** クラスターが度々発生することで、感染者が漸増し、重症者が徐々に増加してくる。このため、保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も並行して実施する中で、医療提供体制への負荷が蓄積しつつある。	・県民に感染が拡大している地域（緊急事態措置区域、重点措置区域）への不要不急の移動は避けることを要請 ・県民に感染リスクの高い場所への外出を避けることを要請
県版 ステージ2 「感染注意」		・県民に感染が拡大している地域（緊急事態措置区域、重点措置区域）への不要不急の移動は慎重に検討することを要請
県版 ステージ1 「感染観察」	**感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階**	**<u>各ステージ共通事項</u>** ・県民に対して感染リスクが高まる「５つの場面」での注意、施設に応じた感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を避けること、基本的な感染防止対策の徹底を要請 ・事業者に対して感染拡大防止のための適切な取組やテレワークの推進を要請 ・感染状況に応じたイベント開催制限（イベント開催時の必要な感染防止策に留意）

警戒度モニタリング状況等について

1　警戒度指標の状況（令和３(2021)年８月４日現在）

医療提供体制等の負荷	病床のひっ迫具合	病床使用率	48.2%	県版ステージ3「重点措置」
		入院率	19.8%	県版ステージ4「緊急事態措置」
		重症病床使用率	32.6%	県版ステージ3「重点措置」
	人口10万人あたりの全療養者数		56.4人	県版ステージ4「緊急事態措置」
監視体制	検査陽性率		11.2%	県版ステージ4「緊急事態措置」
感染の状況	人口10万人あたりの新規感染者数		42.5人	県版ステージ4「緊急事態措置」
	感染経路不明割合		53.9%	県版ステージ3「重点措置」以上

- 病床使用率は、３月末以降重点措置レベルで推移しており、７月に入ってからは増加傾向が続き、現状は50%が目前に迫っている。
- 入院率は、急速に低下し、直近では20%を切っている。
- 重症病床使用率は、増加傾向にあり、直近では30%を超えるに至っている。
- 全療養者数は７月中旬以降増加し、急速な増加が続き、過去最高であった１月12日の57.2人に並ぶ水準である。
- 新規感染者数も７月中旬以降増加し、急速な増加が続いている。
- 感染経路不明割合は、６月上旬以降50%程度で推移する状態が常態化している。

2　安定した状態からの立ち上がりを示す指標の状況及び評価

指標	評価
発症日別陽性者数	発症日陽性者数と判明日陽性者の関係に特異な状況はない。
20～30代の新規陽性者数及び割合	直近２週間は40%程度で推移している。
今週前週比	急増の状態から落ち着きを見せつつも、今なお２倍程度となっている。
中心部の夜間の人流(前週との比較)	増減はあるものの、顕著な増加傾向までは見られていない。

3　変異株の確認状況

- ６月14日以降は、L452R 変異（デルタ株）をターゲットにスクリーニング検査を実施。
- 直近３日間の陽性率が８割超となり、置き換わりが急速に進んでいる。

	6/14～7/18	7/19～7/25	7/26～8/1	8/2～8/4	合計
検査件数	498	132	341	201	1,172
陽性件数	19	55	224	162	460
陽性率	3.8%	41.7%	65.7%	80.6%	39.2%

※スクリーニング検査とは別に、先にゲノム解析で陽性が判明した４名あり。

４　国内の発生動向

- 全国の新規感染者数は、今週前週比が2.09と急速な増加が続き、直近の１週間では10万人あたり約59人と過去最大の規模となっている。東京を中心とする首都圏だけではなく、全国の多くの地域で新規感染者数が急速に増加しており、これまで経験したことのない感染拡大が継続している。また、感染者数の急速な増加に伴い、これまで低く抑えられていた重症者数も増加が続いている。

【第36回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和3年8月4日）資料より】

５　近隣都県の感染状況

直近１週間の陽性者数（～8/4、対人口 10 万人（前週比））

栃木県	福島県	茨城県	群馬県	埼玉県	東京都
42.0(2.32)	32.6(2.77)	46.3(2.63)	36.4(3.37)	86.2(2.02)	167.8(1.89)

【厚生労働省 HP「データからわかる－新型コロナウイルス感染症情報－」より栃木県保健福祉部作成】

６　評価

- 本県の新規感染者数及び全療養者数は短期間で急増し、感染拡大が県内全域に広がるとともに、入院率が20%を下回るなど、各指標の警戒度レベルの多くがステージ４となっている。加えて、病床使用率は50%が目前に迫り、重症病床使用率も増加傾向となるなど、医療提供体制への負荷が確実に高まっているほか、感染力が強いと言われるデルタ株の陽性率は８割を超え置き換わりが急速に進んでいることなどを総合的に判断し、警戒度レベルは県版ステージ４（県版 緊急事態宣言）に引き上げる。
- このような感染の状況や医療提供体制のひっ迫具合等を踏まえ、本県が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の適用を受けることになったことから、本県の基本的対応方針に基づき、まん延防止等重点措置となった場合の対策を確実に講じ、感染拡大を食い止める取組を行う。

栃木県における警戒度レベル

- 新規感染者数及び全療養者数は短期間で急増し、感染拡大が県内全域に広がっている
- 各指標の警戒度レベルの多くがステージ４
- 病床使用率は50％が目前に迫り、重症病症使用率も増加傾向になるなど、医療提供体制への負荷が確実に高まっているほか、感染力が強いと言われるデルタ株の陽性率が８割を超え置き換わりが急速に進んでいる

警戒度レベルは県版ステージ４
県版 緊急事態宣言

要請期間	令和３(2021)年８月８日(日)から８月31日(火)

県立学校での対応

〇引き続き感染防止対策を徹底しながら、教育活動（部活動を含む。）を実施する。

〇特に、部活動に付随する場面（飲食、更衣等）での感染防止対策を徹底する。

〇宿泊を伴う活動や校外での活動については、原則不可とする。

※市町立学校では、引き続き感染防止対策を徹底していただきたい。

県民利用施設の対応

〇原則として、これまでの対応を継続する。
（詳細は別添資料のとおり）

栃木県における
まん延防止等重点措置

期間

令和3（2021）年8月8日（日）

～

令和3（2021）年8月31日（火）

実施内容	国によるまん延防止等重点措置の適用を踏まえ、以下の市町を措置区域とし、感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6及び第24条第9項により県民等に対して要請を行うとともに、必要な協力を働きかける。
措置区域	■１４市（県内全市） 宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・小山市・真岡市 大田原市・矢板市・那須塩原市・さくら市・那須烏山市・下野市 ■９町 上三川町・益子町・市貝町・芳賀町・壬生町・野木町・塩谷町・高根沢町 那須町 ※措置区域以外の市町（茂木町、那珂川町）においても、感染リスクを回避する行動の徹底等を促進するため、同法第24条第9項による要請等を行う。
期　　間	令和3年8月8日（日）～8月31日（火）

栃木県全域
を対象とした要請等

●県民に対する協力要請①【特措法第24条第９項】

※まん延防止等重点措置適用に伴う、新たな協力要請は下線部

栃木県全域

- **不要不急の外出自粛** ※外出する場合も極力家族や普段行動をともにしている人と少人数で
- **都道府県間の不要不急の移動の自粛**
- **マスクの着用、換気をはじめ、３密の回避や手洗いなど、基本的な感染防止対策の徹底**
- **「３密」が重なる場面はもとより、「密閉」、「密集」、「密接」のそれぞれについて徹底的に回避すること**
  （**「会話する＝マスクする」運動（特に会食の場における適切なマスク着用）**を展開）
- **感染リスクが高まる「５つの場面」での注意**
- **体調が悪い場合は、仕事は休む**
- **施設に応じた感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を避ける**
- **外出時は、感染のリスクを避ける行動をとる**
- **ハイリスク者（高齢者、基礎疾患を有する方）は上記取組を特に徹底する**
- **ワクチン接種者も上記取組を行う**

【来県を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼内容	**不要不急の帰省や旅行など、都道府県間の移動については、極力控えるようお願いしている。どうしても移動が避けられない場合には、感染防止対策を徹底する。**

●県民に対する協力要請②

※まん延防止等重点措置適用に伴う、新たな協力要請は下線部

栃木県全域

（特に飲食の際は）

- **感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を控える**【特措法第24条第９項】
- **営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしない**【措置区域：特措法第31条の６第２項
措置区域以外：特措法第24条第９項】
- **飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する**【特措法第24条第９項】
- **5人以上の飲食・飲酒やパーティー及びこれに類するものについては自粛する**【特措法第24条第９項】
- **4人以上であっても、普段会わない人との長時間又は酒類を伴う飲食は慎重に判断を**【特措法第24条第９項】
- **路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える**【特措法第24条第９項】

「会話する＝マスクする」運動（特に会食の場における適切なマスク着用）を展開

カイワスルハマスクスル

会話する＝マスクする

会話するとき、マスク忘れていませんか？

☑ 食事中
☑ 休憩室
☑ 喫煙スペース
☑ コーヒーブレイク
☑ 更衣室

つい忘れがちです。いつも心がけましょう。

●事業者に対する協力要請

※まん延防止等重点措置適用に伴う、新たな協力要請は下線部

栃木県全域

- 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底や「会話する＝マスクする」運動への参加等、**感染拡大防止のための適切な取組の実施**【特措法第24条第９項】
  特に、職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意
- **職場関係の５人以上の会食を控える**【特措法第24条第９項】
- **「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の実施**【特措法第24条第９項】
- **テレワークの更なる推進や出勤が必要な場合もローテーション勤務を更に徹底すること等により、「出勤者数の７割削減」を目指す**【協力依頼】
- **その他、まん延を防止するために必要な措置の実施**【措置区域:特措法第31条の６第１項、措置区域以外:特措法第24条第９項】

・従業員への検査推奨　・入場者の整理・誘導　・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
・手指消毒設備の設置　・事業を行う場所の消毒　・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（すでに入場している者の退場も含む）
・施設の換気を行う
・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる
・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）及びとちまる安心通知の利用を呼びかける
・同一グループの入店は、原則４人以内
・滞在時間の制限（２時間程度を目安）などにより同時に多数の人が集まらないようにする
・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う（会話する＝マスクする）

●イベントの開催についての要請【特措法第24条第９項】

栃木県全域

【人数上限等】

○ 収容率又は人数上限のいずれか小さい方を限度とする。

	収容率	人数上限	開催時間
大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合	100％以内※1	5,000人以下	21時まで※4
大声での歓声、声援等が想定される場合	50％以内※2、3		

※１ 収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空ける。
※２ 異なるグループ又は個人間では座席を１席は空け、同一グループ内（家族等の日頃行動を共にするグループ。５人以内に限る。）では座席間隔を設けなくともよい。このため、収容率は50％を超える場合がある。
※３ 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（1m）を要する。
※４ 無観客で開催される場合は、開催時間短縮の対象とならない。

【留意事項】

- 全てのイベントにおいて「イベント開催時の必要な感染防止策」（別紙）を主催者が徹底するとともに、参加者も十分理解すること
- イベント関連施設及びイベントを開催する場合がある施設への協力依頼を踏まえた感染防止対策に取り組むこと
- 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントについては、事前に県の所管課に相談の上、感染状況やイベントの態様等から適切に判断すること
- ８月８日までに販売されたチケットは、上記要件は適用せず、キャンセル不要とする。ただし、８月９日以降は上記要件を満たさないチケットの新規販売を停止すること。また、８月９日以降に販売開始されるものは、上記要件を全て満たすこと

措置区域

■ １４市（県内全市）

宇都宮市･足利市･栃木市･佐野市･鹿沼市･日光市･小山市･真岡市
大田原市･矢板市･那須塩原市･さくら市･那須烏山市･下野市

■ ９町

上三川町･益子町･市貝町・芳賀町･壬生町･野木町･塩谷町･高根沢町
那須町

●飲食店等への要請

措置区域

対象施設 **※1**	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗 〔飲 食 店〕 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店 等（宅配・テイクアウトサービスを除く） 〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等 〔結婚式場〕 結婚式場（※２）
要請内容	• 営業時間は**５時から２０時まで**とする。【特措法第31条の６第１項】 • **酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)を行わない。**【特措法第31条の６第１項】 • 飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない。【特措法第31条の６第１項】 • 業種別ガイドラインを遵守する。【特措法第24条第９項】 • その他、まん延を防止するために必要な措置の実施【特措法第31条の６第１項】 ・従業員への検査推奨　・入場者の整理・誘導　・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指消毒設備の設置　・事業を行う場所の消毒　・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知 ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 （すでに入場している者の退場も含む） ・施設の換気を行う ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）及びとちまる安心通知の利用を呼びかける ・同一グループの入店は、原則４人以内 ・滞在時間の制限（２時間程度を目安）などにより同時に多数の人が集まらないようにする ・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う（会話する＝マスクする） ※営業時間短縮の要請にご協力いただいた事業者には、協力金を支給

要請内容への協力状況については実地により確認する。

※１ ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外とする。

※２ 結婚式をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合も同様の条件を求める。

●飲食店等以外の施設への要請・協力依頼

措置区域

（Ⅰ）イベント関連施設（Ⅱ）イベントを開催する場合がある施設

施設の種類	内訳（施設の例）	要請・協力依頼内容	
		1,000㎡超	1,000㎡以下
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館 など	＜営業時間＞ ５時から20時まで(イベント開催時は21時まで)とする【特措法第24条第９項】 ※映画館については21時まで ＜収容人数＞ 「イベントの開催についての要請」の人数上限等と同基準とする【特措法第24条第９項】 ＜その他＞ ・酒類の提供(利用者による持込み含む)を自粛【特措法第24条第９項】 ・カラオケ設備の利用を自粛【協力依頼】 ・入場整理等を徹底し、その旨をHP等により周知【協力依頼】 ※営業時間短縮の要請にご協力いただいた事業者には、協力金を支給	1,000㎡以下については、法に基づかない働きかけ ＜営業時間＞ ５時から20時まで(イベント開催時は21時まで)とする【協力依頼】 ※映画館については21時まで ＜収容人数＞ 「イベントの開催についての要請」の人数上限等と同基準とする【協力依頼】 ＜その他＞ ・酒類の提供(利用者による持込み含む)を自粛【協力依頼】 ・カラオケ設備の利用を自粛【協力依頼】 ・入場整理等を徹底し、その旨をHP等により周知【協力依頼】
集会場・展示場	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール		
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）		
運動施設 遊技施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブ など		
博物館等	博物館、美術館 など		

●飲食店等以外の施設への要請・協力依頼

措置区域

（Ⅲ）参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設

<table>
<tr><th rowspan="2">施設の種類</th><th rowspan="2">内訳（施設の例）</th><th colspan="2">要請・協力依頼内容</th></tr>
<tr><th>1,000㎡超</th><th>1,000㎡以下</th></tr>
<tr><td>商業施設</td><td>大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など物品販売業を営む店舗
（生活必需物資を除く）</td><td rowspan="4">＜営業時間＞
５時から２０時までとする【特措法第24条第９項】

＜その他＞
・酒類の提供(利用者による持込み含む)を自粛【特措法第24条第９項】
・カラオケ設備の利用を自粛【協力依頼】
・入場整理等を徹底し、その旨をHP等により周知【協力依頼】

※営業時間短縮の要請にご協力いただいた事業者には、協力金を支給</td><td rowspan="4">1,000㎡以下については、法に基づかない働きかけ

＜営業時間＞
５時から２０時までとする【協力依頼】

＜その他＞
・酒類の提供(利用者による持込み含む)を自粛【協力依頼】
・カラオケ設備の利用を自粛【協力依頼】
・入場整理等を徹底し、その旨をHP等により周知【協力依頼】</td></tr>
<tr><td>遊技施設</td><td>マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター など</td></tr>
<tr><td>遊興施設</td><td>性風俗店、個室ビデオ店、ライブハウス など</td></tr>
<tr><td>サービス業</td><td>エステサロン、ネイルサロン など
（生活必需サービスを除く）</td></tr>
</table>

措置区域以外

2 町

茂木町・那珂川町

●飲食店等への要請

措置区域以外

対象施設 **※1**	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗 〔飲 食 店〕 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店 等（宅配・テイクアウトサービスを除く） 〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等 〔結婚式場〕 結婚式場（※２）
要請内容	• 営業時間は**５時から２０時まで**とする。【特措法第24条第９項】 • 酒類の提供は**１１時から１９時まで**とする。【特措法第24条第９項】 • 業種別ガイドラインを遵守する。【特措法第24条第９項】 • その他、まん延を防止するために必要な措置の実施【特措法第24条第9項】 ・従業員への検査推奨　・入場者の整理・誘導　・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指消毒設備の設置　・事業を行う場所の消毒　・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知 ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 （すでに入場している者の退場も含む） ・施設の換気を行う ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）及びとちまる安心通知の利用を呼びかける ・同一グループの入店は、原則４人以内 ・滞在時間の制限（２時間程度を目安）などにより同時に多数の人が集まらないようにする ・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う（会話する＝マスクする） ※営業時間短縮の要請にご協力いただいた事業者には、協力金を支給

※１ ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外とする。
※２ 結婚式をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合も同様の条件を求める。

●飲食店等以外の施設への協力依頼

措置区域以外

（Ⅰ）イベント関連施設（Ⅱ）イベントを開催する場合がある施設

施設の種類	内訳（施設の例）	協力依頼内容
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館 など	法に基づかない働きかけ ＜営業時間＞ ５時から２１時までとする ＜収容人数＞ 「イベントの開催についての要請」の人数上限等と同基準とする
集会場・展示場	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール	
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動施設 遊技施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブ など	
博物館等	博物館、美術館 など	

措置区域以外

●飲食店等以外の施設への協力依頼

（Ⅲ）参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設

施設の種類	内訳（施設の例）	協力依頼内容
商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など物品販売業を営む店舗 （生活必需物資を除く）	法に基づかない働きかけ ＜営業時間＞ ５時から２１時までとする
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター など	
遊興施設	性風俗店、個室ビデオ店、ライブハウス など	
サービス業	エステサロン、ネイルサロン など （生活必需サービスを除く）	

感染拡大防止営業時間短縮協力金〖第4弾〗変更　飲食店等に対する協力金

県の要請に応じ時短営業に御協力いただいた飲食店等に対して支給する協力金について、下記のとおり変更します。

対象期間	対象地域	支給額	
		中小企業等	大企業
8/2(月)20時から8/31(火)24時までの全30日間	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、日光市、小山市、真岡市	87万円～285万円	600万円以内
8/4(水)20時から8/31(火)24時までの全28日間	まん延防止等重点措置区域の23市町※	82万円～270万円	560万円以内
	その他地域（茂木町、那珂川町）	70万円～210万円	
8/8(日)20時から8/31(火)24時までの全24日間	まん延防止等重点措置区域の23市町※	72万円～240万円	480万円以内
	その他区域（茂木町、那珂川町）	60万円～180万円	

【申請方法】郵送又はインターネット

【受付期間】８月12日（木）～10月15日（金）　ただし、インターネットの受付は８月20日（金）から

※23市町　宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、日光市、小山市、真岡市、鹿沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町

詳しくは、「栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金コールセンター」にお問い合わせください。
（受付時間）９時から17時まで（土日、祝日含む）　　（電話番号）０２８－６５１－３７０７

感染拡大防止営業時間短縮協力金〖第４弾〗　大規模施設等に対する協力金

県の要請に応じて下記のとおり時短営業に御協力いただいた**大規模施設等**に対し、協力金を支給します。

【対象期間】　８月８日（日）20時から８月31日（火）24時までの全24日間

【対象地域】　まん延防止等重点措置区域の23市町（茂木町・那珂川町　以外の市町）

【対象施設】　県の要請に応じ営業時間の短縮に御協力いただいた飲食店以外の大規模施設及び、要請に応じた当該施設内のテナント

【受付期間】　９月１日(水)～10月29日(金)(予定)

【申請方法】　郵送又はインターネット

【支 給 額】　（１）大規模施設

時短営業に応じた部分の面積1,000㎡ごとに20万円　×　時短率　×　24日間

（この他に、テナント店舗数等による追加加算あり）

（２）大規模施設のテナント・出店者等

時短営業に応じた部分の面積100㎡ごとに2万円　×　時短率　×　24日間

＊時短率＝短縮した時間／本来の営業時間

詳細は、県ホームページ等により公表します。

地域企業事業継続支援金

まん延防止等重点措置に伴う飲食店の時短営業又は外出自粛等の影響を受け、厳しい経営状況にある事業者のうち、国の月次支援金の支給対象とならない事業者に対し、事業継続支援金を支給します。

【対　　象】　2021年８月の売上高が、前年又は前々年同月比で30%以上50%未満減少した中小法人・個人事業者等

※感染拡大防止営業時間短縮協力金【第４弾】（飲食店・大規模施設等）の支給対象となる事業者を除く

【支 給 額】　2019年又は2020年の８月の売上高　－　2021年８月の売上高

支給限度額：中小法人等　20万円

個人事業者等　10万円

【受付期間】　９月１日(水)～11月30日(火)

【申請方法】　郵送又はインターネット

詳細は、県ホームページ等により公表します。

飲食店の感染防止対策見回り調査の実施

まん延防止等重点措置区域内における飲食店を対象とした感染防止対策実施状況の見回り調査を実施

1　調査対象
・食品衛生法に定める営業許可を受けた飲食店

2　調査期間
・令和３年８月８日～令和３年８月３１日（県職員、委託業者）

3　調査内容
①感染防止対策基本４項目
・アクリル板等（パーティション）の設置（または座席の間隔の確保）
・手指消毒の徹底
・食事中以外のマスク着用の推奨
・換気の徹底
②飲食を主として業としている店舗におけるカラオケ設備の利用の自粛状況

現下の感染状況を踏まえた患者対応について

■基本的な考え方

○　県ではこれまでも、さらなる病床の確保や新たな宿泊療養施設の開設など、医療提供体制等の強化を図ってきた。

○　しかしながら、変異株の発生も含め、現在の感染が急拡大する局面においては、既存の体制だけでは十分ではない状況も想定しておく必要があることから、これまでの県としての対応をさらに強化していく。

■県の対応

○　**適切な病床利用の促進**

- 重症化リスクや症状等を勘案し、入院が必要な者を入院させる
- 症状が安定している入院患者の転院等の促進による確保病床の効率的な運用

○　**宿泊療養・自宅療養の体制強化**

- 宿泊療養施設の体制強化
- 自宅療養者への健康管理体制の強化

■ ＜参考＞国の考え方（R3.8.3事務連絡）：変更を検討中との報道あり

	これまで	今後の対応
入院	➢ 重症化リスクの高い者を中心に幅広く、原則入院で対応	➢ 入院は重症患者や特に重症化リスクの高い者に重点化 ➢ 自宅・宿泊療養者の症状悪化に備え、空床を確保
宿泊	➢ 無症状・軽症患者は原則として宿泊療養施設で療養・健康管理	➢ 入院患者以外は自宅療養を基本とし、家庭内感染のおそれや自宅療養ができない事情等がある場合に宿泊療養を活用 ➢ 健康管理体制を強化した宿泊療養施設を増強 ➢ 自宅療養者への健康観察を更に強化し、症状悪化の際は速やかに入院できる体制を確保 ➢ HER-SYSを改善し導入した、スマホでの健康管理・IVR（自動音声応答システム）を活用した自動電話等の機能を活用した健康管理の推進
自宅	➢ 無症状・軽症患者のうち、やむを得ず宿泊療養を行えない者を自宅療養で対応	

とちぎワクチン接種センターにおける一般予約枠の拡大について

○ １回目接種者

接種期間	当初	変更後	増加人数
８月１日～８月10日	1,200人	2,600人	1,400人
８月11日～８月28日	3,900人	6,000人	2,100人
８月29日～９月７日	5,200人	8,200人	3,000人
計	10,300人	16,800人	6,500人

新型コロナウイルス感染症への対応について（補正予算）

栃　木　県
令和3(2021)年8月5日

今回の補正予算は、本県が「まん延防止等重点措置区域」に指定されたことを受け、営業時間短縮協力金等の支給や見回り調査を行うほか、自宅療養者への支援体制を確保するとともに、引き続きワクチン接種の促進を図るなど、必要な対策を迅速かつ適切に講じることとして編成するものである。

８月補正予算案：130億円程度（R3年度補正予算累計：427億円程度）

事業者に対する営業時間短縮協力金等の支給　99億円

◇営業時間短縮協力金の支給（80億円）

☆支給対象

県の営業時間短縮要請に応じた事業者

・飲食店（中小企業、大企業）

・大規模施設等（テナントを含む）

※支給額は１日当たりの売上高、面積等に応じ算定

◇事業継続支援金の支給（19億円）

☆支給対象

８月の売上が前年又は前々年の同月比で30%以上50%未満減少した事業者

※50%以上減少した場合は、国の月次支援金の対象

☆支給限度額

中小法人等 20万円、個人事業者等 10万円

飲食店における感染防止対策の強化　１億円

◇見回り調査の実施

☆実施期間

まん延防止等重点措置期間

自宅療養者支援・ワクチン接種促進体制の確保　30億円

◇自宅療養者支援体制の確保（３億円）

☆医師による自宅往診の実施

☆健康観察体制の強化

◇ワクチン接種促進体制の確保（27億円）

☆個別接種促進支援

☆職域接種促進支援

県民利用施設の対応について

R3(2021)年7月29日（一部改正８月１日、５日）
栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部

共通事項

以下の対象期間中の県民利用施設の対応（貸館による施設利用を含む）については、原則として以下のような対応とし、使用する場合は施設及び使用形態に応じた各種ガイドライン等に基づく十分な感染防止対策を取るものとする。（始期は7/30以降、指定管理者等と協議してできるだけ早期に実施）

○ 対象期間
令和３(2021)年７月30日(金)～８月31日(火)

○ 催物（イベント等）の開催
開催基準を順守することとし(人数上限、収容率(大声なし:100%以内、大声あり:50%以内）等）、開催時間は21時までとする

○ 開館時間
施設の開館時間は下表のとおりとする。予約済で20時以降に係るものは、変更・延期・中止等の要請等を行う。催物（イベント等）の開催時は、21時までの要請等を行う。

○ 対応についての詳細は、各施設の問い合わせ先へ確認のこと。

◎ 警戒度レベル変更等の場合は、適宜見直しを行う。

No.	部局	施設名	通常の開館時間等	７月30日～８月31日の対応	各施設の問い合わせ先
1	県民	県立美術館	火曜日～日曜日 9:30～17:00	開館	美術館 総務課 028-621-3566 県民文化課文化振興担当 028-623-2153
2	県民	県立博物館	火曜日～日曜日 9:30～17:00	開館	博物館 総務課 028-634-1311 県民文化課文化振興担当 028-623-2153
3	県民	県総合文化センター	月曜日～日曜日 〇ホール・会議室等 9:00～22:00 〇ギャラリー 9:00～19:00	・原則として休館（予約済を除く） ・予約済については共通事項を参照	栃木県総合文化センター利用サービス課 028-643-1000 県民文化課文化振興担当 028-623-2153
4	県民	とちぎボランティアNPOセンター	火曜日～土曜日 8:30～17:00	原則として休館（予約済を除く） ※各種相談等は実施	とちぎボランティアＮＰＯセンター 028-623-3455 県民文化課県民協働推進室 028-623-3422
5	県民	栃木県庁舎・公館	【県庁団体見学】 平日 9:00～12:00、 13:00～16:00	団体見学の新規予約停止	広報課県民プラザ室 028-623-3766
6	県民	とちぎ青少年センター	9:00～22:00（宿泊室除く） 年中無休	・原則として休館（予約済を除く） ・予約済については共通事項を参照	とちぎ青少年センター 028-624-2203 人権・青少年男女参画課 青少年育成担当 028-623-3075
7	県民	とちぎ男女共同参画センター	火～土　9:00～21:00 日　9:00～17:00 月　休館日	・原則として休館（予約済を除く） ・予約済については共通事項を参照 ※各種相談は実施	とちぎ男女共同参画センター（パルティ） 028-665-7700 人権・青少年男女参画課 男女共同参画担当 028-623-3074
8	県民	栃木県防災館	9:30～16:30 毎週月曜日休館	休館	栃木県防災館 028-674-4843 （北関東綜合警備保障（株）（指定管理者） 028-639-0436） 消防防災課地域防災担当 028-623-2127

No.	部局	施設名	通常の開館時間等	７月30日～８月31日の対応	各施設の問い合わせ先
9	環森	日光自然博物館	9:00～17:00 ※5～11月は無休	開館	日光自然博物館 0288-55-0880 自然環境課 028-623-3205
10	環森	中禅寺湖畔国際避暑地記念施設	英国大使館別荘記念公園 イタリア大使館別荘記念公園 中禅寺湖畔ボートハウス 9:00～17:00 ※12～3月休館	開館	日光自然博物館 0288-55-0880 自然環境課 028-623-3205
11	環森	県民の森	森林展示館等 9:00～16:00 ※12～3月は水曜休館 ※キャンプ場営業は4月末～9月末	・開館 ・有料施設の新規予約受付停止 ・予約済については変更等を要請	県民の森管理事務所 0287-43-0479 自然環境課 028-623-3205
12	環森	塩原温泉ビジターセンター	9:00～16:30 火曜休館	開館	塩原温泉ビジターセンター 0287-32-3050 自然環境課 028-623-3205
13	保福	子ども総合科学館	9:30～16:30 月曜日休館	・有料施設（展示場・プラネタリウム・乗り物広場）は休館 ・催し広場・遊びの広場・冒険広場・風の広場は利用可	子ども総合科学館 028-659-5555 こども政策課子育て環境づくり推進担当 028-623-3068
14	保福	とちぎ福祉プラザ	【本館】 午前９時～午後９時 （休日：毎月第１日曜日、平日にあたる国民の祝日） 【障害者スポーツセンター】 午前９時～午後９時 （休日：毎週月曜日）	・原則として休館（予約済を除く） ・予約済については共通事項を参照	（福）栃木県社会福祉協議会　とちぎ福祉プラザ管理課 028-621-2940 保健福祉課地域福祉担当 028-623-3047
15	保福	とちぎ健康づくりセンター	【トレーニング室等】 火～土曜日 9時30分～21時 日・祝日 9時30分～17時 【貸館】 火～土曜日 8時30分～21時 月・日・祝・第4火曜日 8時30分～17時	・原則として休館（予約済を除く） ・予約済については共通事項を参照	（福）とちぎ健康福祉協会 健康づくり課 028-623-5858 保健福祉課地域保健担当 028-623-3103
16	保福	栃木県シルバー大学校 （中央校、南校、北校） ※とちぎ生きがいづくりセンター内	【貸館】 火～土曜日 9時～21時 月・日・祝・第4火曜日 9時～17時 【大学校】 火曜日～金曜日 10時～15時	【貸館】 ・原則として休館（予約済を除く） ・予約済については共通事項を参照	（福）とちぎ健康福祉協会 生きがいづくり課 028-650-3366 健康づくり課 028-623-5858 高齢対策課生きがいづくり担当 028-623-3048
17	産労	産業技術センター 多目的ホール・多目的ルーム	開館時間：9時～17時 開館日：休館日を除く毎日（休館日：土日祝日、12/29～1/3）	原則として休館（予約済を除く）	・多目的ホール 産業技術センター 028-670-3395 ・多目的ルーム 県南技術支援センター 0283-22-0733 窯業技術支援センター 0285-72-5221

No.	部局	施設名	通常の開館時間等	７月30日～８月31日の対応	各施設の問い合わせ先
18	産労	栃木県立宇都宮産業展示館（マロニエプラザ）	開館時間：9時～21時 開館日：休館日を除く毎日（休館日12/29～1/3）	・原則として休館（予約済を除く） ・予約済については共通事項を参照	マロニエプラザ事務局 028-664-2266 観光交流課観光地づくり担当 028-623-3210
19	農政	なかがわ水遊園	9:30～16:30 月曜、第４木曜定休	・開園 ・おもしろ魚館は休館(新規予約受付停止。予約済については変更等を要請)	なかがわ水遊園 0287-98-3055 農村振興課水産資源担当 028-623-2351
20	農政	とちぎ花センター	9:00～16:30 月曜定休 ※３～５月は無休	休園	とちぎ花センター 0282-55-5775 生産振興課果樹花き担当 028-623-2329
21	県土	井頭公園	8:30-18:30	・開園 ・有料施設の利用休止 ・新規予約受付停止 ・予約済については変更等を要請（ただし、一万人プールは前売りチケット購入済みでも利用不可）	井頭公園管理事務所 0285-83-3121 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
22	県土	鬼怒グリーンパーク	8:30-17:30	・開園 ・有料施設の利用休止 ・新規予約受付停止 ・予約済については変更等を要請	鬼怒グリーンパーク管理事務所 028-675-1909 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
23	県土	中央公園	8:30-18:00	開園	中央公園管理事務所 028-636-1491 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
24	県土	那須野が原公園	8:30-17:30	・開園 ・有料施設の利用休止 ・新規予約受付停止 ・予約済については変更等を要請	那須野が原公園管理事務所 0287-36-1220 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
25	県土	みかも山公園	8:30-18:30	・開園 ・有料施設の利用休止 ・新規予約受付停止 ・予約済については変更等を要請	みかも山公園管理事務所 0282-55-7272 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
26	県土	日光田母沢御用邸記念公園	8:30-16:30	開園	日光田母沢御用邸記念公園 0288-53-6767 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
27	県土	日光だいや川公園	8:30-17:30	・開園 ・有料施設の利用休止 ・新規予約受付停止 ・予約済については変更等を要請	日光だいや川公園 0288-23-0111 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
28	県土	とちぎわんぱく公園	8:30-16:30	・開園 ・有料施設の利用休止 ・新規予約受付停止 ・予約済については変更等を要請	とちぎわんぱく公園 0282-86-5855 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
29	県土	とちぎ明治の森記念館（旧青木家那須別邸）	火曜日～日曜日 冬期（10～3月）9:00～16:30 夏期（4～9月） 9:00～17:30	開館	那須塩原市生涯学習課 0287-37-5419 道路保全課 028-623-2425
30	企業	県民ゴルフ場	夏期（４～10月） 6:00～18:00 冬期（11～３月） 7:30～17:30	営業（施設の一部使用制限あり） ・風呂：浴槽は使用せず、シャワーのみ利用可 ・ロッカーは使用禁止	経営企画課 028-623-3824

No.	部局	施設名	通常の開館時間等	７月30日～８月31日の対応	各施設の問い合わせ先
31	教委	総合運動公園北・中央エリア	8:30～18:00 （陸上競技場8:30～21:00、武道館9:00～21:00）	・原則として休館(予約済を除く) ・予約済については共通事項を参照	総合運動公園北・中央エリア指定管理グループ （指定管理者） 028-615-0581 スポーツ振興課 028-623-3414
32	教委	とちぎスポーツ医科学センター	平日 12:00～21:00 （毎週火曜日休館） 土・日曜日 9:00～21:00	・原則として休館(予約済を除く) ・予約済については共通事項を参照	総合運動公園北・中央エリア指定管理グループ （指定管理者） 028-645-2080 スポーツ振興課 028-623-3415
33	教委	総合運動公園東エリア	9:00～21:00	・原則として休館(予約済を除く) ・予約済については共通事項を参照	(株)グリーナとちぎ（指定管理者） 028-658-5900 スポーツ振興課 028-623-3414
34	教委	栃木県 総合教育 センター	・学習情報センター、生涯学習ボランティアセンター 10:00～17:00	開館	生涯学習部 028-665-7206 総務課 028-623-3352
			・図書資料室 平日9:00～17:00 土日10:00～17:00		生涯学習部 028-665-7206 総務課 028-623-3352
			・施設貸出（研修室、体育館、等） 平日9:00～21:00 土日9:00～17:00	・原則として休館(予約済を除く) ・予約済については共通事項を参照	総務部 028-665-7200 総務課 028-623-3352
35	教委	文書館	平日　9:00～17:00	開館	文書館 028-623-3450 総務課 028-623-3352
36	教委	県立図書館	火～日 9:00～19:00 ※土日祝は17:00まで	開館 ※一部制限あり（閲覧席数の削減、端末等の利用時間制限、館内飲食禁止等）	県立図書館 028-622-5111 生涯学習課 028-623-3405
37	教委	青少年教育施設 （芳賀青年の家）	休所日 ・月曜日（第3除く） ・第3日曜・祝日 ・12/27～1/5	・原則として休館(予約済を除く) ・予約済についは変更等を要請	芳賀青年の家 0285-72-2273 生涯学習課 028-623-3405
38	教委	青少年教育施設 （太平少年自然の家）	休所日 ・日曜日 ・祝日 ・12/27～1/5	・原則として休館(予約済を除く) ・予約済については変更等を要請	太平少年自然の家 0282-24-8551 生涯学習課 028-623-3405
39	教委	青少年教育施設 （なす高原自然の家）	休所日 12/29～1/3	・原則として休館(予約済を除く) ・予約済については変更等を要請	（公財）とちぎ未来づくり財団 （指定管理者） 0287-76-6240 生涯学習課 028-623-3405
40	教委	青少年教育施設 （とちぎ海浜自然の家）	休所日 12/29～1/3	・原則として休館(予約済を除く) ・予約済については変更等を要請	（公財）とちぎ未来づくり財団 （指定管理者） 0291-37-4004 生涯学習課 028-623-3405
41	教委	県体育館	9:00～21:00	・原則として休館(予約済を除く) ・予約済については共通事項を参照	（公財）栃木県スポーツ協会（指定管理者） 028-622-4201 スポーツ振興課 028-623-3414

No.	部局	施設名	通常の開館時間等	７月30日～８月31日の対応	各施設の問い合わせ先
42	教委	県南体育館	9:00～21:00	・原則として休館(予約済を除く) ・予約済については共通事項を参照	小山市（指定管理者） 0285-21-0021 スポーツ振興課 028-623-3414
43	教委	県北体育館	9:00～21:00	・原則として休館(予約済を除く) ・予約済については共通事項を参照	大田原市（指定管理者） 0287-22-8012 スポーツ振興課 028-623-3414
44	教委	温水プール館	9:00～21:00	工事による休館(R3.8.1～R4.6.30)	小山市（指定管理者） 0285-22-4617 スポーツ振興課 028-623-3414
45	教委	アイスアリーナ	5:30～21:00	・工事による休館（R2.11.30～R3.8.8） ・R3.8.9～は原則として休館 ・予約済については共通事項を参照	（一財）日光市公共施設振興公社（指定管理者） 0288-53-5881 スポーツ振興課 028-623-3414
46	教委	グリーンスタジアム	9:00～21:00	・原則として休館(予約済を除く) ・予約済については共通事項を参照	北関東綜合警備保障（株）（指定管理者） 028-667-0962 スポーツ振興課 028-623-3414
47	教委	ライフル射撃場	9:00～17:00	・原則として休館(予約済を除く) ・予約済については共通事項を参照	ライフル射撃場管理運営共同事業体「チームとちぎ」（指定管理者） 028-689-9715 スポーツ振興課 028-623-3414
48	教委	埋蔵文化財センター	9:30～16:30 （土･祝は休館）	開館	埋蔵文化財センター 0285-44-8441 文化財課 028-623-3421

【措置区域】使用制限対象施設等一覧（８月８日～８月31日）

令和３年８月５日

1　飲食店等

	施設例	措置等の内容
飲食店等	飲食店（居酒屋を含む）	・営業時間短縮（５時～20時） ・酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）を行わない ・カラオケ設備の利用を行わない（飲食を主として業としている店舗等） ・業種別ガイドラインを遵守する ・まん延を防止するために必要な措置の実施
	喫茶店等	
	※宅配・テイクアウトサービスを除く	
遊興施設	キャバレー	
	ナイトクラブ	
	スナック	
	バー（接待や遊興を伴うもの）	
	カラオケボックス	
	※食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗	
結婚式場	結婚式場	
	※ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）での結婚式を含む	

・ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は営業時間短縮要請の対象外

2　イベント関連施設・イベントを開催する場合がある施設

	施設例	措置等の内容
劇場等	劇場	〈営業時間〉 【1,000㎡超】 ５時から20時までの営業時間短縮を要請 （イベント開催時は21時まで） ※映画館については21時まで 【1,000㎡以下】 ５時から20時までの営業時間短縮の協力依頼（法に基づかない働きかけ） （イベント開催時は21時まで） ※映画館については21時まで 〈収容人数〉 【1,000㎡超】 「イベント開催についての要請」の人数上限等と同基準 【1,000㎡以下】 「イベント開催についての要請」の人数上限等と同基準 （法に基づかない働きかけ） 〈その他〉 【1,000㎡超】 ・酒類の提供(利用者による持込み含む)を行わない（要請） ・カラオケ設備の利用を行わない（協力依頼） ・入場整理等を徹底し、その旨をHP等により周知（協力依頼） 【1,000㎡以下】 ・酒類の提供(利用者による持込み含む)を行わない（協力依頼） ・カラオケ設備の利用を行わない（協力依頼） ・入場整理等を徹底し、その旨をHP等により周知（協力依頼）
	観覧場	
	演芸場	
	映画館	
	プラネタリウム	
集会場・展示場	集会場	
	公会堂	
	展示場	
	貸会議室	
	文化会館	
ホテル・旅館	ホテル（集会の用に供する部分に限る）	
	旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動施設 遊技施設	体育館	
	水泳場	
	ボウリング場	
	スケート場	
	ゴルフ練習場	
	バッティング練習場	
	陸上競技場	
	野球場	
	テニス場	
	弓道場	
	スポーツクラブ	
	ヨガスタジオ	
	テーマパーク	
	遊園地	
博物館等	博物館	
	美術館	
	図書館	
	科学館	
	記念館	
	水族館	
	動物園	
	植物園	

3　参加者が事由に移動でき、入場整理等が推奨される施設

<table>
<tr><th></th><th>施設例</th><th>措置等の内容</th></tr>
<tr><td rowspan="29">商業施設・サービス業</td><td>百貨店（生活必需品売場を除く）</td><td rowspan="32">〈営業時間〉
【1,000㎡超】
５時から20時までの営業時間短縮を要請
【1,000㎡以下】
５時から20時までの営業時間短縮の協力依頼（法に基づかない働きかけ）

〈その他〉
【1,000㎡超】
・酒類の提供(利用者による持込み含む)を行わない（要請）
・カラオケ設備の利用を行わない（協力依頼）
・入場整理等を徹底し、その旨をHP等により周知（協力依頼）
【1,000㎡以下】
・酒類の提供(利用者による持込み含む)を行わない（協力依頼）
・カラオケ設備の利用を行わない（協力依頼）
・入場整理等を徹底し、その旨をHP等により周知（協力依頼）

〔生活必需品：食品、医薬品、医療危機その他衛生用品、再生医療等製品、燃料、農業用資機材、化粧品、家電製品、本、文房具〕</td></tr>
<tr><td>ショッピングセンター（生活必需品売場を除く）</td></tr>
<tr><td>ホームセンター（生活必需品売場を除く）</td></tr>
<tr><td>宝石類や金銀の販売店</td></tr>
<tr><td>住宅展示場</td></tr>
<tr><td>古物商（質屋を除く）</td></tr>
<tr><td>金券ショップ</td></tr>
<tr><td>おもちゃ屋・鉄道模型屋</td></tr>
<tr><td>囲碁・将棋盤店</td></tr>
<tr><td>DVD/ビデオショップ・レンタル</td></tr>
<tr><td>アウトドア用品・スポーツグッズ店</td></tr>
<tr><td>ゴルフショップ</td></tr>
<tr><td>土産物店</td></tr>
<tr><td>旅行代理店（店舗）</td></tr>
<tr><td>ペットショップ（ペットフード売場を除く）</td></tr>
<tr><td>ペット美容室</td></tr>
<tr><td>リラクゼーション</td></tr>
<tr><td>ネイルサロン（保健所に届け出ている理美容所は除く）</td></tr>
<tr><td>まつげエクステンション専門店</td></tr>
<tr><td>スーパー銭湯</td></tr>
<tr><td>サウナ</td></tr>
<tr><td>エステサロン（保健所に届け出ている理美容所は除く）</td></tr>
<tr><td>日焼けサロン</td></tr>
<tr><td>脱毛サロン</td></tr>
<tr><td>写真屋・フォトスタジオ</td></tr>
<tr><td>美術品販売</td></tr>
<tr><td>展望室</td></tr>
<tr><td>※生活必需品売場、生活必需サービスを除く</td></tr>
<tr><td rowspan="3">遊技施設</td><td>マージャン店</td></tr>
<tr><td>パチンコ屋</td></tr>
<tr><td>ゲームセンター</td></tr>
<tr><td rowspan="6">遊興施設</td><td>性風俗店</td></tr>
<tr><td>アダルトショップ</td></tr>
<tr><td>個室ビデオ店</td></tr>
<tr><td>射的場</td></tr>
<tr><td>ライブハウス</td></tr>
<tr><td>場外馬券場</td></tr>
</table>

商業施設・サービス業のうち営業時間短縮の要請をしない施設

	施設例	措置等の内容
生活必需物資販売施設	卸売市場	営業時間短縮の要請をしない
	食料品売場（移動販売店舗を含む）	
	コンビニエンスストア	
	百貨店（生活必需品売場）	
	ショッピングセンター（生活必需品売場）	
	ホームセンター（生活必需品売場）	
	スーパーマーケット	
	農産物直売所	
	ガソリンスタンド	
	靴屋・衣料品店	
	雑貨屋・文房具屋	
	酒屋・食料品店	
	本屋	
	自転車屋	
	家電販売店・家具屋	
	花屋・園芸用品店	
	鍵屋	
	自動車販売店・カー用品店	
生活必需サービスを提供する店舗	理髪店	営業時間短縮の要請をしない
	美容室	
	銭湯（公衆浴場）	
	郵便局	
	メディア	
	貸衣装屋	
	不動産屋	
	火葬場	
	質屋	
	獣医	
	修理店（時計、靴、洋服等）	
	ランドリー	
	クリーニング店	
	ごみ処理関係	
	神社	
	寺院	
	教会	

【措置区域以外】使用制限対象施設等一覧（８月８日～８月31日）

令和３年８月５日

1　飲食店等

	施設例	措置等の内容
飲食店等	飲食店（居酒屋を含む）	・営業時間短縮（５時～20時） ・酒類の提供は11時～19時 ・業種別ガイドラインを遵守する ・まん延を防止するために必要な措置の実施
	喫茶店等	
	※宅配・テイクアウトサービスを除く	
遊興施設	キャバレー	
	ナイトクラブ	
	スナック	
	バー（接待や遊興を伴うもの）	
	カラオケボックス	
	※食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗	
結婚式場	結婚式場	
	※ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）での結婚式を含む	

・ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は営業時間短縮要請の対象外

2　イベント関連施設・イベントを開催する場合がある施設

	施設例	措置等の内容
劇場等	劇場	〈営業時間〉 ５時から21時までの営業時間短縮の協力依頼（法に基づかない働きかけ） 〈収容人数〉 「イベント開催についての要請」の人数上限等と同基準
	観覧場	
	演芸場	
	映画館	
	プラネタリウム	
集会場・展示場	集会場	
	公会堂	
	展示場	
	貸会議室	
	文化会館	
ホテル・旅館	ホテル（集会の用に供する部分に限る）	
	旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動施設 遊技施設	体育館	
	水泳場	
	ボウリング場	
	スケート場	
	ゴルフ練習場	
	バッティング練習場	
	陸上競技場	
	野球場	
	テニス場	
	弓道場	
	スポーツクラブ	
	ヨガスタジオ	
	テーマパーク	
	遊園地	
博物館等	博物館	
	美術館	
	図書館	
	科学館	
	記念館	
	水族館	
	動物園	
	植物園	

3　参加者が事由に移動でき、入場整理等が推奨される施設

	施設例	措置等の内容
商業施設・サービス業	百貨店（生活必需品売場を除く）	〈営業時間〉 ５時から21時までの営業時間短縮の協力依頼（法に基づかない働きかけ） 〔生活必需品：食品、医薬品、医療危機その他衛生用品、再生医療等製品、燃料、農業用資機材、化粧品、家電製品、本、文房具〕
	ショッピングセンター（生活必需品売場を除く）	
	ホームセンター（生活必需品売場を除く）	
	宝石類や金銀の販売店	
	住宅展示場	
	古物商（質屋を除く）	
	金券ショップ	
	おもちゃ屋・鉄道模型屋	
	囲碁・将棋盤店	
	DVD/ビデオショップ・レンタル	
	アウトドア用品・スポーツグッズ店	
	ゴルフショップ	
	土産物店	
	旅行代理店（店舗）	
	ペットショップ（ペットフード売場を除く）	
	ペット美容室	
	リラクゼーション	
	ネイルサロン（保健所に届け出ている理美容所は除く）	
	まつげエクステンション専門店	
	スーパー銭湯	
	サウナ	
	エステサロン（保健所に届け出ている理美容所は除く）	
	日焼けサロン	
	脱毛サロン	
	写真屋・フォトスタジオ	
	美術品販売	
	展望室	
	※生活必需品売場、生活必需サービスを除く	
遊技施設	マージャン店	
	パチンコ屋	
	ゲームセンター	
遊興施設	性風俗店	
	アダルトショップ	
	個室ビデオ店	
	射的場	
	ライブハウス	
	場外馬券場	

商業施設・サービス業のうち営業時間短縮の要請をしない施設

	施設例	措置等の内容
生活必需物資販売施設	卸売市場	営業時間短縮の要請をしない
	食料品売場（移動販売店舗を含む）	
	コンビニエンスストア	
	百貨店（生活必需品売場）	
	ショッピングセンター（生活必需品売場）	
	ホームセンター（生活必需品売場）	
	スーパーマーケット	
	農産物直売所	
	ガソリンスタンド	
	靴屋・衣料品店	
	雑貨屋・文房具屋	
	酒屋・食料品店	
	本屋	
	自転車屋	
	家電販売店・家具屋	
	花屋・園芸用品店	
	鍵屋	
	自動車販売店・カー用品店	
生活必需サービスを提供する店舗	理髪店	営業時間短縮の要請をしない
	美容室	
	銭湯（公衆浴場）	
	郵便局	
	メディア	
	貸衣装屋	
	不動産屋	
	火葬場	
	質屋	
	獣医	
	修理店（時計、靴、洋服等）	
	ランドリー	
	クリーニング店	
	ごみ処理関係	
	神社	
	寺院	
	教会	